

**人身取引（性的サービスや労働の強要等）  
対策に関する取組について（年次報告）**

**令和7年8月26日  
人身取引対策推進会議**

## 目次

1	はじめに	1
	(1) 「人身取引」の定義	1
	(2) 我が国における人身取引対策の枠組み	3
2	人身取引の実態把握の徹底	5
	(1) 我が国における人身取引被害の発生状況等	5
	① 人身取引被害者の状況	5
	② 人身取引被疑者の状況	7
	③ 事例	12
	(2) 諸外国政府等との情報交換	13
3	人身取引の防止	13
	(1) 入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止	13
	① 厳格な出入国管理の徹底	13
	② 厳格な査証審査	13
	③ 査証広域ネットワークの充実強化	14
	④ 偽変造文書対策の強化	14
	(2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止	14
	① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止	14
	② 不法就労事犯に対する厳正な取締り	15
	③ 不法就労防止に係る積極的な広報・啓発の推進	15
	(3) 労働搾取を目的とした人身取引の防止	16
	① 外国人技能実習制度の適正化の更なる推進	16
	② 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底	19
	③ 労働基準関係法令の厳正な執行	22
	④ 技能実習生等の送出国との連携・協力	22
	⑤ 特定技能制度の適切な運用	23
	(4) いわゆるアダルトビデオ出演被害の防止及び救済	26
	(5) 人身取引の防止のための罰則強化の検討	27
	(6) 外国人材の更なる活用に向けた制度に係る取組	27
	(7) 人身取引の需要側に対する取組	28
	① 性的搾取の需要側への啓発	28
	② 雇用主等への働き掛け	29
4	人身取引被害者の認知の推進	33
	(1) 「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進	33
	(2) 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知	35

(3)	外国語による窓口対応の強化	38
(4)	在京の各国大使館との連携	41
(5)	在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進	41
(6)	インターネット・ホットラインセンターの運用	42
5	人身取引の撲滅	44
(1)	取締りの徹底	44
①	人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化	44
②	人身取引取締りマニュアルの活用等による人身取引事犯の取締りの強化	44
③	売春事犯等の取締りの徹底	44
④	悪質ホストクラブ問題に対する取組の推進	45
⑤	児童の性的搾取に対する厳正な対応	46
⑥	悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底	49
⑦	技能実習生等に対する労働搾取を目的とした人身取引の取締りの徹底	49
(2)	国境を越えた犯罪の取締り	50
①	外国関係機関との連携強化	50
②	国際捜査共助の充実化	51
6	人身取引被害者の保護・支援	51
(1)	「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進	51
(2)	保護機能の強化	52
(3)	被害者への支援	52
①	人身取引被害者の支援のための意識の向上	52
②	女性相談支援センター等における一時保護・援助等の一層の充実	55
③	ワンストップ支援センターの体制整備を始めとする性犯罪・性暴力被害者支援の充実	55
④	捜査過程における被害者への情報提供	56
⑤	被害者に対する法的援助の実施とその周知	57
⑥	外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援	59
⑦	悪質ホストクラブ問題の被害者に対する相談体制の強化等	60
7	人身取引対策推進のための基盤整備	62
(1)	関係諸国及び国際機関との連携強化	62
①	人身取引議定書の締結	62
②	関係諸国及び国際機関との連携強化	62
(2)	国民等の理解と協力の確保	67
①	広報啓発活動の更なる促進	67
②	学校教育等における取組	72
③	性的搾取等の根絶に向けた官民連携の取組	73

④ 中小企業団体等への働き掛け	73
⑤ 海外渡航者への啓発	74
(3) 人身取引対策の推進体制の強化	75
① 関係行政機関職員等の知識・意識の向上	75
② 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進	75
③ NGO、IOM等との連携	75
8 今後の取組について	77

【図1】 人身取引の定義（人身取引議定書第3条）	2
【表1】 平成16年から令和6年までの主な取組	3
【図2】 我が国における人身取引対策の体制	4
【図3】 人身取引事犯の被害者数の推移（平成13年～令和6年）	6
【図4】 被害者（66人）の国籍・地域	6
【図5】 外国人被害者（8人）の在留資格	7
【図6】 人身取引事犯の検挙件数・検挙人員の推移（平成13年～令和6年）	8
【図7】 被疑者（58人）の国籍・地域	8
【表2】 起訴された者（47人）の罪名・裁判結果等（令和7年3月31日現在）	8
【表3】 令和6年の年次報告において「公判係属中」であった者（8人）の 罪名・裁判結果（令和7年3月31日現在）	11
【表4】 令和5年の年次報告において「公判係属中」であり、令和6年の 年次報告においても引き続き「公判係属中」であった者（1人）の 罪名・裁判結果（令和7年3月31日現在）	12
【表5】 令和3年の年次報告において「公判係属中」であり、令和6年の 年次報告においても引き続き「公判係属中」であった者（1人）の 罪名・裁判結果（令和7年3月31日現在）	12
【図8】 技能実習法の概要（法務省・厚生労働省）	16
【図9】 技能実習生手帳（OTIT作成）（抜粋）	21
【図10】 日本国内で就労する外国人の方へ（英語版）（厚生労働省）（抜粋）	21
【図11】 特定技能の在留資格に係る制度概要（出入国在留管理庁）	25
【図12】 外国人家事支援人材の活用（内閣府）	28
【図13】 携行用の苦情・相談窓口一覧カード（日本語版ひな形）（内閣府）	28
【図14】 人身取引対策ポスター等（内閣府）	31
【図15】 STOP！子供の性被害ポスター（英語版）（警察庁）	32
【図16】 海外安全虎の巻（外務省）（抜粋）	32
【図17】 技能実習生に対するその行為は人身取引です（厚生労働省）	33
【図18】 匿名通報事業ポスター（警察庁）	34

【図19】 匿名通報事業の流れ（警察庁）	35
【図20】 人身取引対策リーフレット（警察庁）	36
【図21】 国際空港におけるデジタルサイネージ（警察庁）	37
【図22】 SNSの広告配信を活用した人身取引対策の広報（警察庁）	37
【図23】 被害者保護の流れ（出入国在留管理庁）	38
【図24】 外国語人権相談リーフレット（英語版）（法務省）（抜粋）	40
【図25】 人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する情報提供・ 相談窓口等	43
【図26】 悪質ホストクラブ等問題に係る注意喚起チラシ	45
【図27】 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画） 2022 概要（こども家庭庁）	48
【図28】 犯罪被害者の方々へ（検察庁）（抜粋）	56
【図29】 多言語情報提供サービス（法テラス）	58
【図30】 自主的帰国・社会復帰支援の流れ（IOM）	59
【図31】 我が国の抛出事業による帰国後の被害者への社会復帰支援の例 （被害者が帰国後にIOMの支援を受けて開いた店）（IOM）	60
【図32】 IOMマニラ職員によるモニタリング・インタビューの様子（IOM）	60
【図33】 人身取引議定書等の受諾書の寄託（外務省）	62
【図34】 「人身取引対策グローバル協力促進」（JICA・国立女性教育会館）	63
【図35】 人身取引対策ホットライン・ハノイオペレーションセンターの 様子（JICA）	64
【図36】 人身取引対策強化のための第12回メコン地域ワークショップ（JICA）	65
【図37】 人身取引事犯の主な手口（警察庁）	70
【図38】 人権の擁護（法務省）（抜粋）	71
【図39】 旅券不正取得防止ポスター（外務省）	72
【図40】 「生命（いのち）の安全教育」教材・啓発資料例（文部科学省）	73
【図41】 人身取引関係省庁一覧	78

## 1 はじめに

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。また、人身取引はしばしば国境を越えて行われる深刻な犯罪であり、人身取引の防止・対策の強化は国際社会が取り組むべき喫緊かつ共通の課題である。

政府では、令和4年12月、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画2022」（以下「行動計画2022」という。）を策定し、これに基づいて対策に取り組んでいる。

社会・経済の変化とともに、人身取引の手段の巧妙化や情勢の変化が想定される中、今後、人身取引対策の成果を上げていく上で、人身取引に係る最新の情勢を把握し、各種施策の進捗状況を確認・検証していくことが不可欠であることから、行動計画2022において、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成することとされている。

本年次報告は、行動計画2022の項目に沿って、主に令和6年に行った関係省庁の人身取引対策に係る取組をまとめたものである。本年次報告を通じて、国民に広く人身取引の実態を知っていただくとともに、人身取引対策に関心が高まる機会となれば幸いである。

### （1）「人身取引」の定義

人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下「人身取引議定書」という。）第3条は、次のとおり定義している。

#### 第3条

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し（recruitment）、輸送し（transportation）、引き渡し（transfer）、蔵匿し（harbouring）、又は收受（receipt）することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化

若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

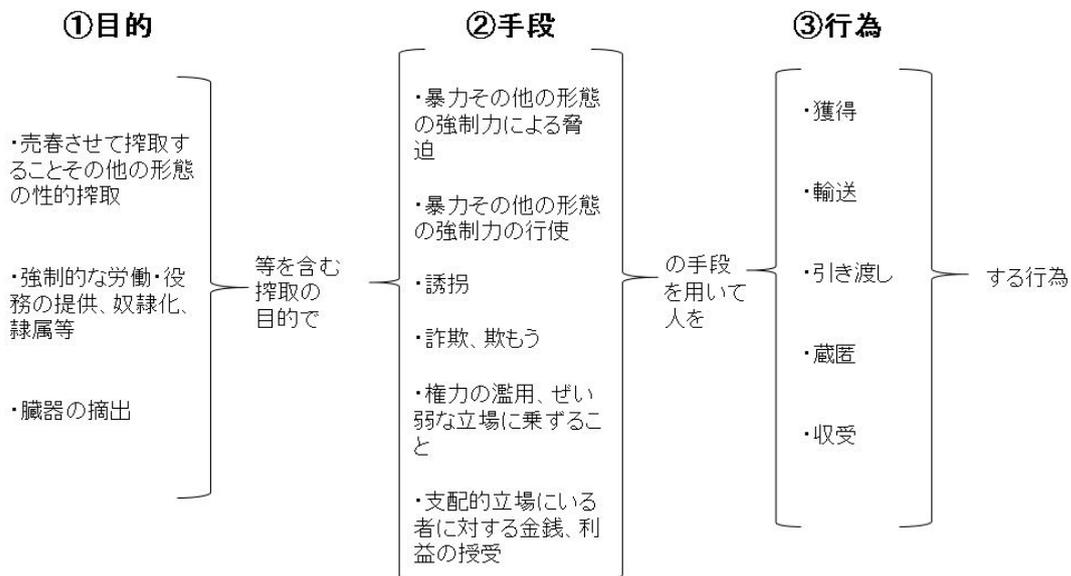
(b) (a) に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が (a) に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。

(c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a) に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。

(d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

これを簡単に図示すると、図1のとおりとなる。

【図1】人身取引の定義（人身取引議定書第3条）



※ 被害者が児童(18歳未満)の場合は、②の手段が用いられていなくても、人身取引とみなされる。

被害者の多くは女性や児童であるが、この定義にあるとおり、売春などの性的な搾取のみならず、労働搾取や、臓器の摘出などを目的としたものも人身取引に該当し、性別や国籍を問わず、被害者となり得る。また、人身取引という行為には、人の「売買」に限らず、搾取の目的で、被害者を騙したり、弱い立場にあることにつけ込んだりして被害者を支配下に置くなどの行為も含まれ、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられた場合には、被害者が搾取に同意していたか否かを問わない。さらに、18歳未満の児童を搾取の目的で支配下に置くなどした場合は、上記手段が用いられない場合でも、人身取引とされる。このように、人身取引には様々な形態があり得る。

我が国は、平成17年の刑法改正で、当時、国内法の罰則で処罰の対象となってい

なかった行為について罰則（人身売買罪等）を創設・整備したことにより、人身取引議定書の定義する人身取引に該当する行為を全て犯罪として規定している。

また、平成29年6月15日、第193回国会において、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（以下「国際組織犯罪防止条約」という。）の締結に必要な担保法を整備する、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第67号）が成立し、同年7月11日、同法が施行されたことに伴い、同日、我が国は、国際組織犯罪防止条約及びこれを補足する人身取引議定書等を締結し、これらの締約国となった。

## （２）我が国における人身取引対策の枠組み

政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、平成16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、対策に取り組んできた。

しかし、依然として人身取引対策に対する国際社会の関心は高く、我が国の取組状況も、国際社会から注目されている状況にあることから、平成26年12月16日の犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画2014」（以下「行動計画2014」という。）を決定するとともに、同日の閣議において、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することについて了解された。

平成27年5月には、「人身取引対策推進会議」第1回会合を開催し、主に平成26年中の我が国における人身取引被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、行動計画2014に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。平成28年以降、毎年「人身取引対策推進会議」を開催してきた。

また、令和4年12月には、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、行動計画2022を決定した。

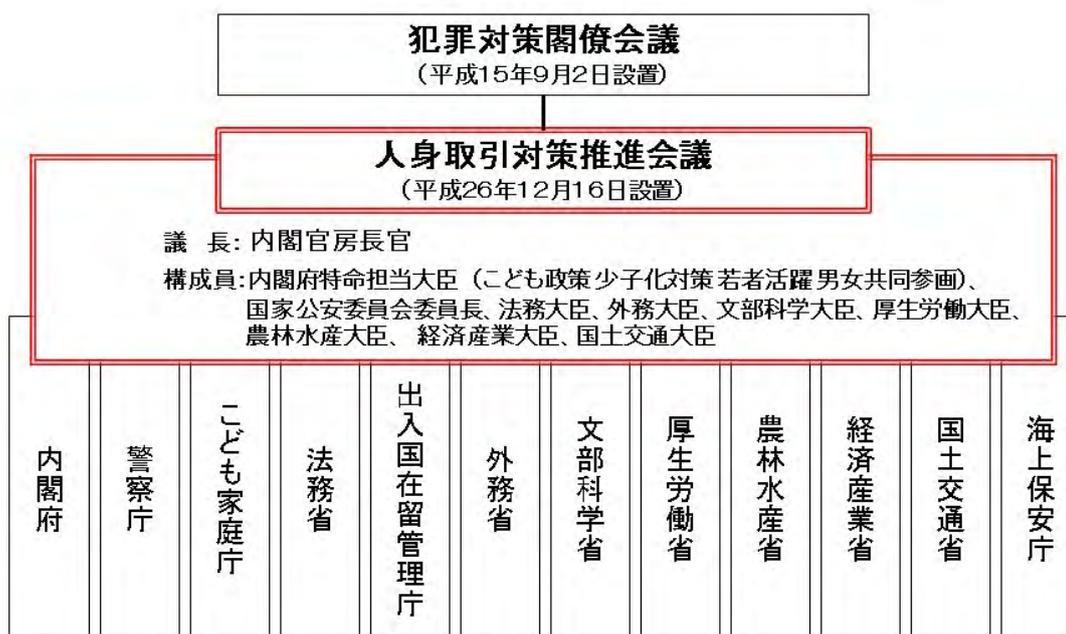
現在、「人身取引対策推進会議」を中核に、内閣官房の調整の下、内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、出入国在留管理庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び海上保安庁が、それぞれの所掌事務に応じて、人身取引対策に取り組んでいる。

【表1】平成16年から令和6年までの主な取組

平成16年4月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置
同年12月	「人身取引対策行動計画」を決定

平成21年12月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を犯罪対策閣僚会議の下に位置付け 犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」を決定
平成22年6月	「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」を連絡会議で申 合せ
平成23年7月	「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」を連絡会議で申 合せ
平成26年12月	犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を決定 犯罪対策閣僚会議の下「人身取引対策推進会議」を随時開催することを閣議で了解
平成27年5月	「人身取引対策推進会議」第1回会合を開催 年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表
平成28年5月 平成29年5月 平成30年5月 令和元年5月 令和2年5月 令和3年6月 令和4年6月	「人身取引対策推進会議」第2～8回会合を開催 年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表
令和4年12月	犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2022」を決定
令和5年6月 令和6年7月	「人身取引対策推進会議」第9・10回会合を開催 年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表

【図2】我が国における人身取引対策の体制



## 2 人身取引の実態把握の徹底

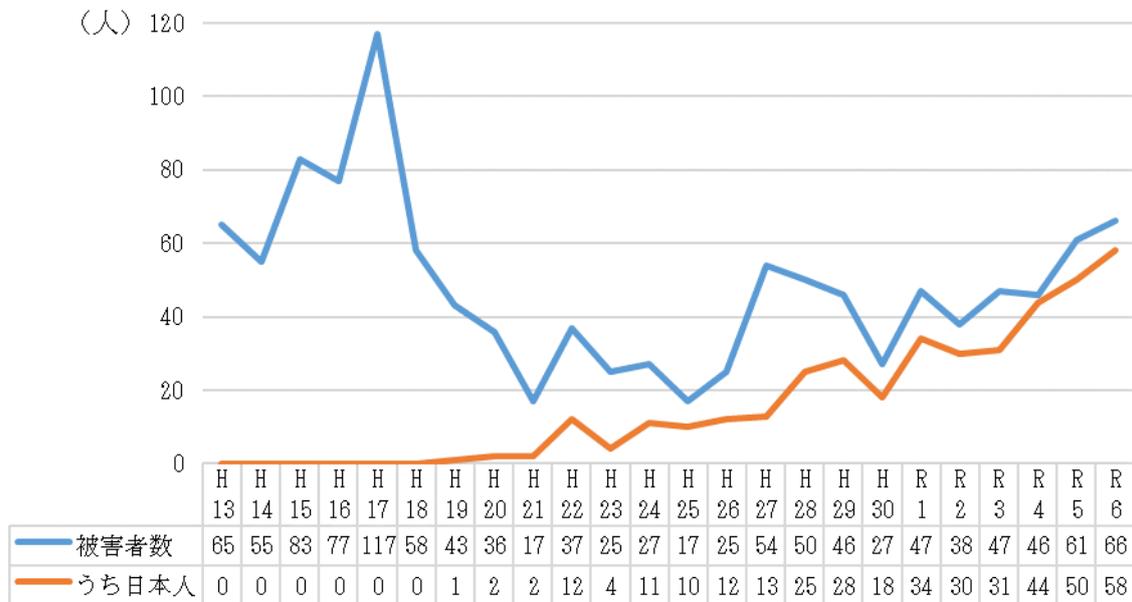
### (1) 我が国における人身取引被害の発生状況等

#### ① 人身取引被害者の状況

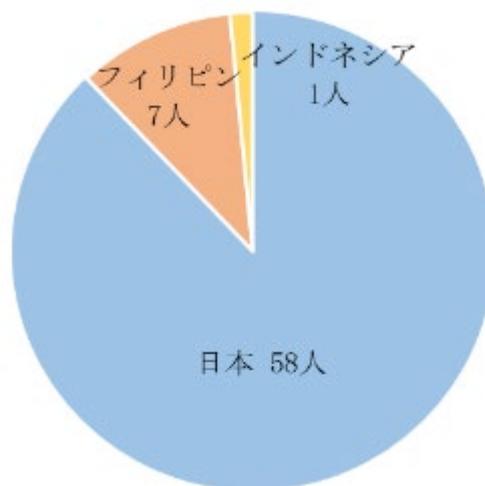
- 令和6年中に我が国が保護した人身取引被害者は、66人（前年比+5人）であった。  
性別については、女性が57人（同+6人）、男性が9人（同-1人）であった。
- 国籍・地域別については、日本が58人（同+8人）で、約9割を占めた。  
外国人の被害者8人の国籍は、フィリピンが7人（同-4人）、インドネシアが1人（+1人）であった。
- 外国人の被害者8人の在留資格については、「興行」が7人（同-2人）、「特定技能」が1人（同-1人）であった。  
令和6年中に出入国在留管理庁において保護した外国人の被害者は7人であり、全員が在留資格を有しており、全員に対し、在留資格の変更を許可した。
- 被害者66人のうち、児童（18歳未満）が41人（同+4人）であり、国籍・地域別では、全員が日本人であった。
- 被害の形態については、性的搾取の被害を受けた者が58人（同+10人）、ホステスとして稼働させられた者が7人（同-2人）、ホステス以外の労働搾取の被害を受けた者が1人（同-3人）であった。  
日本人の被害には、SNS等インターネットを通じて知り合った被疑者に誘拐され、性交等された事案、暴行や脅迫を加えられ、又はホストクラブの売掛金など借金返済の名目で売春をさせられた事案などがあり、外国人の被害には、「興行」の在留資格で入国し、ダンサーとして契約したにもかかわらず、パスポートを取り上げられるなどしてホステスとして稼働させられた事案などがあった。
- 令和6年中に女性相談支援センターにおいて人身取引被害者として一時保護を行った被害者は1人であり、被害者に対し、生活支援や医療ケア等を行った。
- 令和6年中、国際移住機関（IOM）を通じた支援により外国人被害者15人が

帰国した。社会復帰・経済的自立支援事業としては、米小売業、食品デリバリー・トライシクル業、食料品店、金物店等の起業支援を行った。

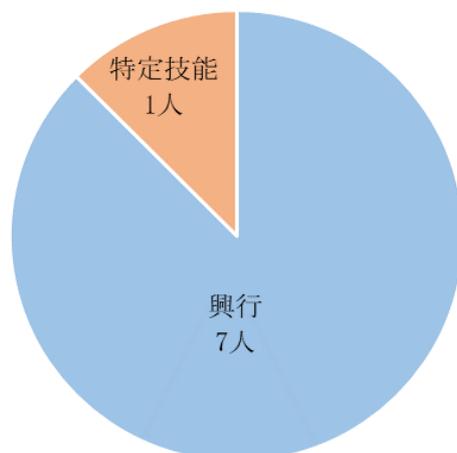
【図3】人身取引事犯の被害者数の推移（平成13年～令和6年）



【図4】被害者（66人）の国籍・地域



【図5】外国人被害者（8人）の在留資格



② 人身取引被疑者の状況

○ 我が国が保護した人身取引被害者に係る令和6年中の人身取引事犯の検挙件数は97件（前年比－18件）、検挙人員は58人（同＋2人）であった。

被疑者の性別については、男性が51人（同±0人）、女性が7人（同＋2人）であった。

○ 国籍・地域別では、全員が日本人であった。

○ ブローカーは5人（同＋5人）であり、暴力団構成員等は0人（同±0人）であった。

○ 処分状況については、起訴された者（家庭裁判所送致とされた者を含む。以下同じ。）が47人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が11人である。この起訴された者47人のうち、35人は有罪が確定し、12人は公判係属中である（令和7年3月31日現在）。

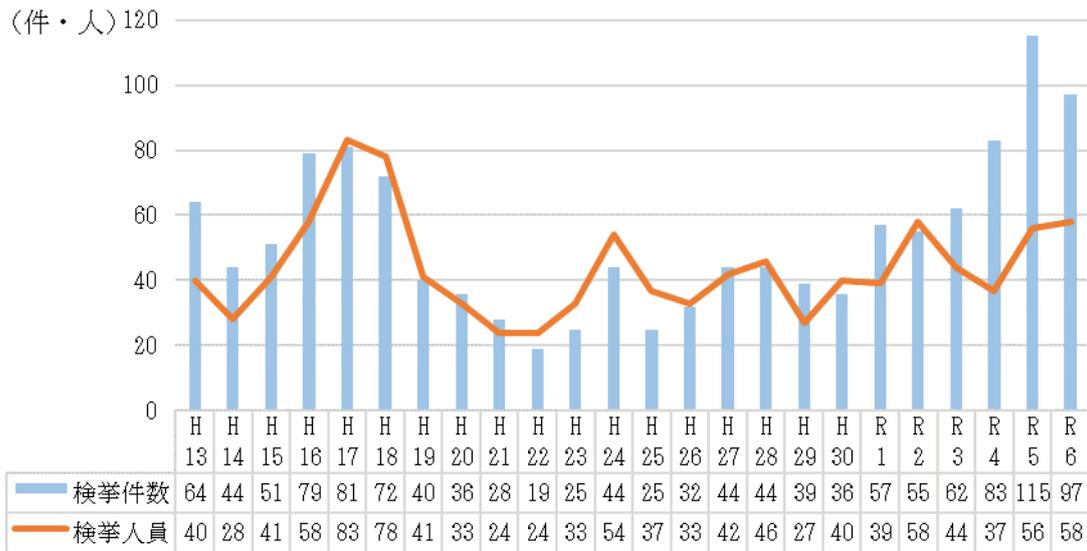
なお、令和6年に決定した年次報告において「公判係属中」とであるとされていた者8人のうち、6人は有罪が確定し、2人は引き続き「公判係属中」である（令和7年3月31日現在）。

令和5年に決定した年次報告において「公判係属中」とされ、令和6年に決定した年次報告においても引き続き「公判係属中」とされていた1人について有罪が確定している（令和7年3月31日現在）。

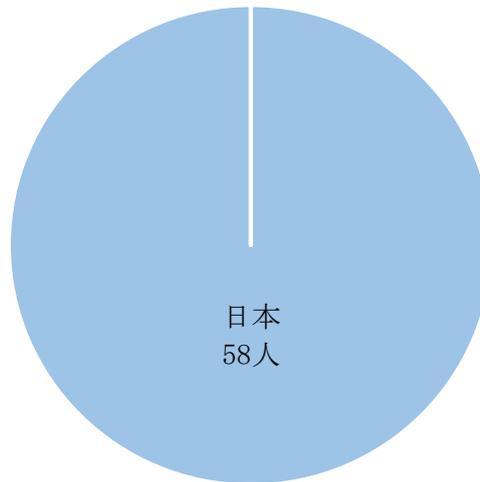
また、令和3年に決定した年次報告において「公判係属中」とされ、令和6年に決定した年次報告においても引き続き「公判係属中」とされていた者1人について有罪が確定している（令和7年3月31日現在）。

○ 令和6年中に出入国在留管理庁において退去強制手続を執った加害者は0人であった。

【図6】人身取引事犯の検挙件数・検挙人員の推移（平成13年～令和6年）



【図7】被疑者（58人）の国籍・地域



【表2】起訴された者（47人）の罪名・裁判結果等（令和7年3月31日現在）

	罪名	裁判結果
1	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関	懲役2年、執行猶予3年間

	する法律違反	
2	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強制わいせつ	懲役3年、執行猶予4年間
3	強盗、不同意性交等、住居侵入	懲役10年
4	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反	罰金50万円
5	職業安定法違反	懲役1年6月、執行猶予4年間
6	職業安定法違反	懲役1年6月、執行猶予3年間
7	職業安定法違反	懲役1年6月、執行猶予3年間
8	売春防止法違反	懲役7月
9	売春防止法違反	懲役1年、執行猶予4年間、罰金20万円
10	児童福祉法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、暴行	懲役3年
11	不同意性交等、北海道青少年健全育成条例違反	懲役3年6月
12	北海道青少年健全育成条例違反	罰金40万円
13	16歳未満の者に対する映像送信要求、不同意わいせつ、性的姿態等撮影、準強制わいせつ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、不同意性交等	懲役10年
14	不同意わいせつ致傷、わいせつ略取	公判係属中
15	児童福祉法違反	公判係属中
16	児童福祉法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	懲役3年、執行猶予5年間
17	売春防止法違反	罰金5万円
18	職業安定法違反	懲役1年6月、執行猶予3年間
19	職業安定法違反、組織的な犯罪の処罰	懲役2年6月、執行猶予4年間

	及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	
20	職業安定法違反、組織的な犯罪の処罰 及び犯罪収益の規制等に関する法律違反	懲役2年6月、執行猶予4年間
21	児童福祉法違反	懲役3年、執行猶予5年間
22	出入国管理及び難民認定法違反	公判係属中
23	恐喝、監禁、窃盗、詐欺、児童福祉法 違反	公判係属中
24	売春防止法違反、児童福祉法違反、覚 醒剤取締法違反	公判係属中
25	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役1年6月、執行猶予3年間
26	売春防止法違反、傷害、暴行	懲役2年4月、罰金30万円
27	売春防止法違反、傷害、	懲役2年4月、罰金30万円
28	売春防止法違反	懲役1年6月、執行猶予3年間
29	売春防止法違反	罰金5万円
30	売春防止法違反	罰金5万円
31	児童買春、児童ポルノに係る行為等の 規制及び処罰並びに児童の保護等に関 する法律違反、性的姿態等撮影、不同 意わいせつ	公判係属中
32	不同意わいせつ、児童買春、児童ポル ノに係る行為等の規制及び処罰並びに 児童の保護等に関する法律違反	懲役3年、執行猶予4年間
33	不同意性交等、不同意わいせつ	公判係属中
34	不同意性交等、児童買春、児童ポルノ に係る行為等の規制及び処罰並びに児 童の保護等に関する法律違反、性的姿 態等撮影、強制性交等、強制わいせつ	懲役14年
35	不同意わいせつ	懲役2年、執行猶予4年間
36	傷害、死体遺棄教唆、売春防止法違反	公判係属中
37	売春防止法違反	懲役1年6月、執行猶予3年間、罰 金20万円
38	売春防止法違反	懲役1年6月、執行猶予3年間、罰 金20万円

39	不同意性交等、児童福祉法違反	懲役6年
40	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役3年、執行猶予4年間、罰金50万円
41	不同意性交等	公判係属中
42	不同意性交等、児童福祉法違反、売春防止法違反	公判係属中
43	強制わいせつ、強制性交等、人身売渡し	公判係属中
44	強制わいせつ、強制性交等、わいせつ人身買受け	公判係属中
45	職業安定法違反	懲役2年、執行猶予4年間
46	職業安定法違反	懲役2年、執行猶予4年間
47	職業安定法違反	懲役1年6月、執行猶予4年間

【表3】令和6年の年次報告において「公判係属中」であった者（8人）の罪名・裁判結果（令和7年3月31日現在）

	罪名	裁判結果
1	強制性交等	懲役5年
2	強要、傷害、売春防止法違反	懲役4年、罰金20万円
3	児童福祉法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強要、恐喝未遂	懲役3年
4	児童福祉法違反	懲役3年6月
5	児童福祉法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、東京都青少年の健全な育成に関する条例違反	公判係属中
6	電磁的公正証書原本不実記録、不実記録電磁的公正証書原本供用	懲役2年
7	不同意性交等、性的姿態等撮影、性的影像記録提供等、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	公判係属中

8	児童福祉法違反、売春防止法違反、暴行	懲役2年、執行猶予3年間、罰金50万円
---	--------------------	---------------------

【表4】令和5年の年次報告において「公判係属中」であり、令和6年の年次報告においても引き続き「公判係属中」であった者（1人）の罪名・裁判結果  
（令和7年3月31日現在）

	罪名	裁判結果
1	児童福祉法違反	懲役2年6月、執行猶予4年間

【表5】令和3年の年次報告において「公判係属中」であり、令和6年の年次報告においても引き続き「公判係属中」であった者（1人）の罪名・裁判結果  
（令和7年3月31日現在）

	罪名	裁判結果
1	窃盗、強盗、暴力行為等処罰に関する法律違反	懲役6年

### ③ 事例

#### 【事例1】

ホストクラブ従業員の被疑者は、売掛金を回収する目的で、同店の客であった女性に対し、売春をさせるための客待ちを強要したものの、

被疑者を強要罪で逮捕。

#### 【事例2】

被疑者は、「興行」の在留資格で在留し、資格外活動の許可を受けていないフィリピン人女性らのパスポートを取り上げるなどした上、社交飲食店のホステスとして稼働させたものの、

被疑者を出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）違反等で逮捕。

#### 【事例3】

当時ホストクラブの従業員であった被疑者は、店での売掛金の返済名目で客の女性に現金を要求し、スカウトマンを介し、ソープランド従業員に紹介して売春をさせたものの、

被疑者らを売春防止法（昭和31年法律第118号）違反、職業安定法（昭和22年法律第141号）違反等で逮捕。

## (2) 諸外国政府等との情報交換

- 令和5年11月、ASEANの招請によりフィリピン（マニラ市）で開催された「人身取引対策に関するASEAN多分野作業計画拡散フォーラム」に、ASEAN対話パートナーの一員として出席し、我が国の人身取引対策及びASEAN地域への同分野の国際協力事業について紹介しつつ、地域協力の課題等についての議論に参加した。

## 3 人身取引の防止

### (1) 入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止

#### ① 厳格な出入国管理の徹底

- 出入国在留管理庁では、空海港における厳格な上陸審査の実施のため、事前旅客情報（API）、個人識別情報、国際刑事警察機構（ICPO）紛失・盗難旅客データベースを活用している。また、平成27年1月から乗客予約記録（PNR）の取得を開始し、平成28年1月からはその電子的取得を開始した。さらに、令和3年6月、航空会社等に対し、API及びPNRの電子的な報告を義務化した。  
これらの情報については、情報収集及び分析を専門とする部署が中核となって収集・分析を行い、その結果を水際の最前線で活用することにより、本邦への入国目的に疑義が認められる外国人の発見を行うなど、厳格な水際対策を推進している。
- 出入国在留管理庁では、平成28年10月から、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。
- 出入国在留管理庁では、入国警備官による主要空港の直行通過区域（トランジットエリア）及び港湾区域における組織的な警戒活動を積極的かつ継続的に実施し、不審者、ブローカー等の発見に努めている。

#### ② 厳格な査証審査

- 外務省では、査証申請に際し、人身取引被害者となり得る者の入国を未然に防止するため、慎重な審査を行っている。  
ウェブサイトにおいても、「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」と題したページを設け、人身取引を撲滅するため厳正かつ適切な査証審査を行うことに関する理解・協力を5か国語（日本語、英語、スペイン語、タイ語及びインドネシア語）で呼び掛けている。  
特に、これまでの人身取引被害者の出身地域に所在する在外公館では、「興行」、「短期滞在」、「日本人配偶者等」等の人身取引に悪用されやす

い査証申請について、必要に応じて個別面接を行うなどして、厳格な審査を行っている。

審査の結果、人身取引の被害に遭う可能性が高いとみなされる案件については、関係省庁とも協議の上、査証発給を拒否するなどの対応を行っている。

### ③ 査証広域ネットワークの充実強化

- 外務省では、外務本省、240の在外公館（令和7年3月現在）及び関係省庁との間で査証情報共有のためのシステムを構築し、査証関連情報の共有化を図っている。

### ④ 偽変造文書対策の強化

- 出入国在留管理庁では、各空港支局に設置されている偽変造文書対策室において、偽変造文書の鑑識を厳格に実施するとともに、各空海港の職員等に対し、文書鑑識能力の向上を図るための研修を実施している。
- 外務省では、高度な偽造対策を施した新たな査証シール仕様を令和5年に策定したほか、IC旅券の国際標準化に関する動向及びICチップ等の旅券に関連する国際標準等の調査により、我が国の旅券の高度化に向けた検討を引き続き行っている。令和7年3月から、旅券の国際標準を定める国際民間航空機関（ICAO）の勧告にのっとり、国立印刷局による旅券の集中作成を開始するとともに、人定事項ページにプラスチック基材を採用し、顔写真や人定事項をレーザーで印字・印画を行うことで偽変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発給を開始した。

## （2）在留管理の徹底を通じた人身取引の防止

### ① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止

- 警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省では、4省庁間で合意した不法就労等外国人対策の推進に関する方針等に基づき、人身取引に係る事犯等の取締りの強化及び取締りに伴い認知した人身取引被害者の保護・支援を推進している。
- 警察では、これまでに構築した犯罪のグローバル化に対応する横断的枠組みや、不法滞在者等の生活、資格・身分の偽装等の手段として利用される犯罪インフラへの対策を総合的に推進する体制を引き続き活用し、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関与するブローカー等の取締りを強化して、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。

- 出入国在留管理庁では、婚姻関係に疑義があるなど偽装滞在が疑われる案件について、関係機関と協力しながら調査・分析を行うなどして、積極的に実態の解明に取り組んでいる。また、合同摘発等を通じて、警察などの関係機関との情報交換に努めており、必要に応じ、警察などの関係機関に情報提供するなどして加害者処罰につなげるとともに、被害者については、心身の状態や保護の必要性等を考慮して適切に対応している。

## ② 不法就労事犯に対する厳正な取締り

- 警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省では、不法就労外国人対策等協議会における経営者団体への申入れを行うなどの連携や最新事案等の情報交換を図っている。
- 警察、出入国在留管理庁及び海上保安庁では、不法就労事犯を積極的に取り締まることにより、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。
- 出入国在留管理庁では、令和6年中、不法就労が疑われた稼働先160か所を摘発した。また、警察庁、法務省及び厚生労働省との間で合意した不法就労等外国人対策の推進に関する方針（①参照）に基づき、悪質な雇用主及びブローカーについては警察等に対し積極的に告発・通報等を行っている。

## ③ 不法就労防止に係る積極的な広報・啓発の推進

- 警察庁、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、不法就労の現状に関する理解を深めるための申入れを経営者団体に対して行うとともに、当該団体傘下の事業主に対し、適正な外国人雇用に係る指導や啓発を実施するよう協力を要請している。
- 出入国在留管理庁では、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、毎年6月を、「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」と定めて、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に対して、関係省庁、地方公共団体等の協力を得てリーフレットを配布するとともに、駅前大型ビジョン等に啓発映像を掲出するなどして、外国人を受け入れるに当たっての留意点等のほか、不法就労防止に係る啓発活動を行った。
- 海上保安庁では、訪日クルーズ客船の船舶観光上陸許可者を対象とした不法就労を含む犯罪防止啓発動画をSNS等で周知し、不法就労防止の啓発活動

を行っている。

### (3) 労働搾取を目的とした人身取引の防止

#### ① 外国人技能実習制度の適正化の更なる推進

- 平成29年11月1日に施行された外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の概要は図8のとおりであり、特に、技能実習生に対する人権侵害行為等について禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずることとしている。  
また、これらに関する事務を行う OTIT が認可法人として平成29年1月25日に設立登記され、運用を開始している。

### 【図8】技能実習法の概要（法務省・厚生労働省）

#### 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

<b>法律の概要</b> ※ 法務省及び厚生労働省で共管	
<b>1. 技能実習制度の適正化</b>	(6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。 【第53条から第56条まで関係】
(1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】	(7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
(2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】	・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
(3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】	・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
(4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】	・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
(5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。 【第46条から第51条まで関係】	・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。 【第87条関係】
	<b>2. 技能実習制度の拡充</b>
	優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。 【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】
	<b>3. その他</b>
	技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。
<b>施行日</b> 平成29年11月1日	平成28年11月18日成立 同年11月28日公布
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)	

- 監理団体について、3,755団体が許可を受けており（令和7年3月31日現在）、また、技能実習計画について、2,161,773件が認定を受けている（令和7年3月31日現在、速報値）。OTITにより、監理団体に対して1年に1回程度、実習実施者に対しては3年に1回程度の頻度で、実地検査を実施しており、令和6年度中に監理団体に対する実地検査を4,457件（速報値）、実習実

施者に対する実地検査を21,242件（速報値）実施した。

OTIT は、技能実習法、入管法令又は労働関係法令に違反する事実を把握した場合には、出入国在留管理機関、労働基準監督機関等に対し、通報、情報提供等を行い、地方出入国在留管理局等との合同調査や、単独の実地検査を行う。実地検査の結果、違反の様態に応じて、監理団体及び実習実施者に対する行政処分等を行うなど、厳正に対処しており、令和6年度中に監理団体の許可取消を6件、実習実施者の技能実習計画の認定取消を55件実施した。

- 警察と OTIT の間において、人身取引事犯となるおそれのある技能実習法違反等に関する情報共有の仕組みを構築した。

- 技能実習法第54条第1項においては、事業所管大臣は、実習実施者又は監理団体を構成員とする団体等により構成される事業協議会を組織することができるとしている。

構成員の連携の緊密化を図るとともに、各業界の実情を踏まえた取組について協議を行うため、農林水産省では平成29年12月13日に漁業技能実習事業協議会、平成30年6月5日に農業技能実習事業協議会を、国土交通省では同年2月19日に外国人技能実習制度自動車整備事業協議会、同年3月26日に建設分野技能実習に関する事業協議会を、経済産業省では同月23日に繊維産業技能実習事業協議会を、それぞれ設置し、随時協議会を開催している。

- 技能実習法第56条第1項においては、地域レベルでの関係の行政機関の連携を図るため、各地域の技能実習に関する国の機関が、当該機関及び地方公共団体の機関等により構成される地域協議会を組織することができるとしている。

令和6年度においても全国8ブロックにおいて、同協議会を開催した。

- 法務省では、「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた改善方策に基づき、省令を改正し、令和2年4月に、失踪に帰責性がある監理団体等の一定期間の新規受入れの停止措置、技能実習生の口座への振り込み等による報酬支払を求める措置等を導入した。

また、これに加え、令和元年11月には、失踪技能実習生の減少に向け、改善方策を更に充実させる施策を取りまとめ、この一環として、令和3年8月に、失踪者の発生が著しいベトナムの送出機関（5機関）に対して、また、令和5年11月に、失踪者の発生が著しいカンボジアの送出機関（3機関）に対して、技能実習生の新規受入れを停止する措置を実施した。

- 出入国在留管理庁では、監理団体等のウェブサイトにおいて技能実習制度の趣旨に反する不適切な表現があることを確認した場合には、厚生労働省及びOTITと連携して指導を行っている。
- 技能実習法の施行に併せ、外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加された。介護職種の技能実習においては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」において、介護固有要件を定めている。なお、外国人介護人材の訪問系サービスなどへの従事については、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」等での議論を踏まえ、介護職員初任者研修課程等を修了した介護事業所等での実務経験等がある技能実習生について、受入事業所が研修の実施、同行訪問等を通じたOJTの実施などを遵守することを条件に、令和7年4月から認めたところである。
- 令和6年2月9日の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定した育成就労制度の創設に係る政府方針（「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」）で、育成就労制度においてやむを得ない事情がある場合の転籍要件が拡大・明確化されることが示され、くわえて、同方針では、現行の技能実習制度下においても当該事情がある場合の転籍について、可能な限り速やかに運用改善を行うことが示された。それを踏まえ、令和6年11月に、技能実習制度における「やむを得ない事情」の内容を詳細に示すなどの明確化を図るとともに、技能実習生が転籍を申し出るための様式を整備するなど、手続の明確化及び柔軟化を図った。また、転籍手続中の技能実習生に対して、転籍期間中の生活を維持するため、週28時間の就労を可能とする在留資格上の措置を講じ、技能実習生の権利保護の観点から「やむを得ない事情」がある場合の転籍の運用改善を行った。
- 技能実習制度については、これを発展的に解消し、育成就労制度を創設する、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号。以下「入管法等一部改正法」という。）が令和6年6月に成立し、公布された。同制度においては、不適正な者を制度から排除する観点から、受入れ機関の

要件の適正化や監理支援事業を行う監理支援機関の許可要件を厳格化し、送出国との二国間取決め（MOC）の作成を通じた送出機関の情報の透明化や悪質な送出機関排除に向けた取組の強化、外国人が送出機関に支払う手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みの導入によって外国人の負担の軽減を図るほか、技能実習制度では認められていなかった外国人本人の意向による転籍を一定の要件の下で認めるなど、外国人の人権保護の観点にも留意した内容となっている。育成就労制度は令和9年4月の運用開始を予定しており、現在施行に向けて、令和7年3月には「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」が閣議決定された。今後、施行に向けた政省令の策定を進めるとともに、受入対象分野や見込み数等を定める分野別運用方針について、学者や労使団体、弁護士等の有識者の御意見も踏まえつつ策定に向けた議論を開始することとしている。

## ② 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底

○ 技能実習生が入国する際、各出入国港において、入国審査官から全ての技能実習生に対して直接手交する「技能実習生手帳<sup>1</sup>」について、平成29年11月の技能実習法の施行後は、OTIT が作成しており、次の内容を始め、OTIT における相談・支援に関する情報等を明記している。

- ・ 申告を母国語で行おうとする場合、機構の地方事務所又は機構が実施する母国語相談窓口（電話、メール等）を通じて行うことができます。
- ・ やむを得ない事情で技能実習を行うことが困難となった場合で、あなたが引き続き技能実習を希望しているときには、機構において実習先変更支援を行いますので、機構又は母国語相談に相談してください。
- ・ 意思に反して、帰国を促された場合にあっては、機構で相談や申告を行うことができるほか、最終的には空海港での出国手続の際に入国審査官にその旨を申し出ることができます。

対応言語についても、技能実習生の増加に応じて順次追加し、現在、母国語とする技能実習生が多い9か国語（英語、中国語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、カンボジア語及びモンゴル語）としている。

○ OTIT が、電話、メール等により、8か国語（英語、中国語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語及びカンボジア語）

---

1 出入国在留管理庁等の相談窓口、各国大使館の連絡先、我が国の労働関係法令、日常生活に必要な知識、労働基準監督署への申告、休業手当等に関する情報を記載。

に対応した「母国語相談」等を実施している。

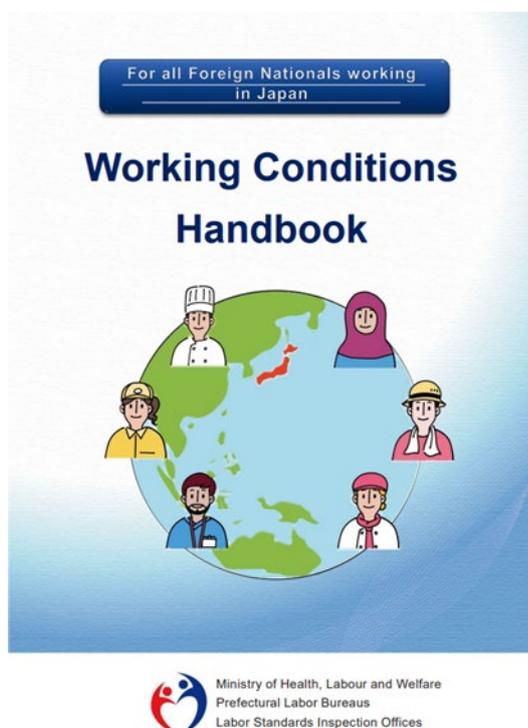
くわえて、令和3年4月から、暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習 SOS・緊急相談専用窓口」を開設し、技能実習生の相談を受け付けている。

- 厚生労働省では、外国人労働者からの労働条件等に関する相談等に対応するため、13か国語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア（クメール）語及びモンゴル語）に対応した以下の取組を実施している。
  - ・ 都道府県労働局及び労働基準監督署における「外国人労働者相談コーナー」の開設（対応言語や、開設日時については地域ごとに異なる。）。
  - ・ 「外国人労働者相談コーナー」に来訪できない、又は近隣の「外国人労働者相談コーナー」で母国語による相談ができない方のための「外国人労働者向け相談ダイヤル」の設置。
  - ・ 都道府県労働局及び労働基準監督署の開庁日時に相談できない方のため、平日夜間及び土日祝日に相談対応を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」（委託事業：平日17:00～22:00、土日祝9:00～21:00（12月28日～1月3日を除く。））の設置。
  - ・ 「日本国内で就労する外国人の方へ 労働条件ハンドブック」と題したパンフレットの作成及び都道府県労働局や労働基準監督署等での配布。
- 出入国在留管理庁では、いわゆる強制帰国を防止するため、平成28年9月から、空海港において、実習期間を満了せずに途中で帰国する技能実習生に対して、入国審査官が、技能実習生の母国語（ベトナム語、インドネシア語、タガログ語等の計18言語）で記載された書面を用いて出国の意思確認を行い、本人の意に反して帰国させられていないかを確認している。この際、必要に応じ、通訳人を確保している。
- 出入国在留管理庁では、技能実習生の失踪を発生させないために、技能実習生本人や受入れ機関向けに、技能実習生が日本で働く前に確認すべき点や、受入れ機関が技能実習生を受け入れるに当たって配慮すべき点等を記載したリーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するなどして、技能実習生の失踪防止に係る啓発を行っている。

【図9】 技能実習生手帳 (OTIT 作成) (抜粋)



【図10】 日本国内で就労する外国人の方へ (英語版) (厚生労働省) (抜粋)



### ③ 労働基準関係法令の厳正な執行

- 都道府県労働局・労働基準監督署では、令和6年に11,356（速報値）の実習実施者に対し監督指導を実施した。

この結果、8,311（速報値）の実習実施者において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行うとともに、違法な時間外労働・休日労働を行わせているもの、法定よりも低い割増率で時間外労働に対する割増賃金を支払っているもの等、技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた8件（速報値）を送検した。

- 都道府県労働局・労働基準監督署及びOTITでは、令和3年に発出した通達に基づき連携を強化しており、令和6年中、34（速報値）の実習実施者に対し、合同での監督・調査を実施した。

この結果、都道府県労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が認められた31件（速報値）について是正勧告を行い、OTITでは、技能実習法違反が認められた23件（速報値）について、改善勧告を行った。

- 都道府県労働局では、人身取引対策担当者が中心となり、労働搾取を目的とした技能実習生に対する人身取引が疑われる事案の掘り起こしを行うとともに、該当事案を把握した場合には、労働基準監督署に対してOTITとの合同監督・調査の実施等を指示している。

### ④ 技能実習生等の送出国との連携・協力

- 不適正な送出国を排除すること、技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることを目的として、技能実習生の送出国のうち16か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア、ネパール及び東ティモール）との間で、二国間取決め（MOC、協力覚書）を作成した（令和7年3月31日現在）。

不適正な送出国を把握した場合には、二国間取決めに基づき、相手国政府に通報して調査を依頼し、その結果に基づき、指導や送出国の認定取消し等を求めており、令和6年度中に15機関の送出国について相手国政府に通報した。また、二国間取決めに基づいて、悪質な送出国の適正化などについて送出国政府と協議を行っている。

- 令和元年11月には、失踪技能実習生の減少に向け、改善方策を更に充実さ

せる施策を取りまとめ、この一環として、令和3年8月に、失踪者の発生が著しいベトナムの送出国（5機関）に対して、また、令和5年11月に、失踪者の発生が著しいカンボジアの送出国（3機関）に対して、技能実習生の新規受入れを停止する措置を実施した。

### 【3（3）①再掲】

#### ⑤ 特定技能制度の適切な運用

- 法務省では、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案を平成30年11月2日、第197回国会に提出した。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）は、同年12月8日、同国会において成立し、同月14日に公布され（平成30年法律第102号）、平成31年4月1日に施行された。

- 特定技能制度は、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度である。そのため、改正入管法において、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」を設けるとともに、制度の運用に関する基本方針及び分野別運用方針を策定するなど、必要な措置を講ずるなどしたものである。
- 特定技能制度の概要は、図11のとおりである。特定技能外国人を受け入れるためには、例えば特定技能雇用契約<sup>2</sup>について、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしてはならないこと等の基準を満たしていることや特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（受入れ機関）が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと等の基準を満たしていることが求められている。また、契約により受入れ機関から委託を受けて支援業務<sup>3</sup>を行う機関が出入国在留管理庁長官の登録を受けて登録支援機関となるためには、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないことのほか、暴力団員等が事業活動を支配していないこと、支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていること等の要件を満たす必要が

2 「特定技能1号」又は「特定技能2号」の活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約をいう。

3 「特定技能1号」の在留資格をもって在留する外国人に対して行う職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画の全部の実施の業務をいう。

ある。

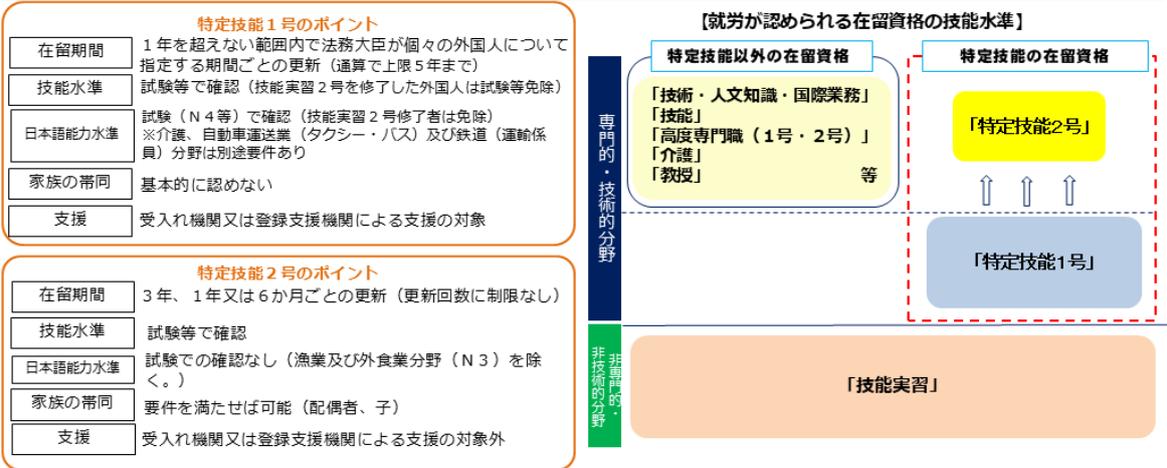
このように、「特定技能」の在留資格をもって本邦に在留する外国人（特定技能外国人）が適切かつ円滑に在留できるよう、受入れ機関や登録支援機関が適合すべき所要の基準等が設けられており、出入国在留管理庁では、特定技能外国人の在留諸申請に係る審査において、これらの基準等に係る適合性を厳正に審査し、外国人に対する人権侵害行為を含む不正不当な行為がなされないよう未然に防止することとしている。

- また、入管法では、受入れ機関に対しては特定技能外国人の活動の内容や報酬の支払状況、特定技能外国人に係る支援計画の実施状況等を、登録支援機関に対しては支援業務の実施状況等を出入国在留管理庁長官に届け出なければならないこととしている。くわえて、受入れ機関及び登録支援機関に対しては、出入国在留管理庁長官が必要な指導及び助言を行うことができることや、報告等を求めることができることを定めている。さらに、受入れ機関に対しては改善に必要な措置をとるべきことを命ずること（改善命令）ができることを定めている。この点、受入れ機関が届出義務や改善命令に違反したり、虚偽の報告をしたりした場合には罰則の対象となり得、また、登録支援機関が届出義務に違反したり、虚偽の報告をしたりした場合には登録の取消の対象となり得る。このように、出入国在留管理庁は、特定技能外国人の受入れ後においても、制度の適正な運用を図ることとしている。
- 建設分野において、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入れ企業）の基準を設定している。日本人と同等以上の賃金水準、月給制、技能習熟に応じた昇給などの要件を受入れ企業に課し、国土交通大臣がその受入計画の認定を行うことや巡回指導による確認等を通じて、外国人技能者の適正な就労環境の確保に努めている。

【図11】 特定技能の在留資格に係る制度概要（出入国在留管理庁）

制度概要 ①在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
  - 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：287,882人（令和7年1月末現在、速報値）
  - 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：1,047人（令和7年1月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野） 農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業  
（赤字は特定技能1号・2号でも受け入れ可。黒字は特定技能1号のみで受け入れ可。）



**特定技能1号のポイント**

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

**特定技能2号のポイント**

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

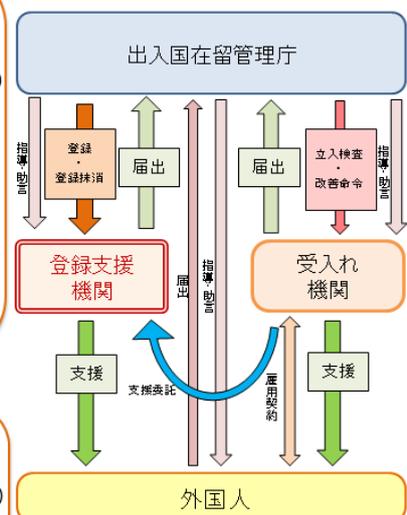
制度概要 ②受け入れ機関と登録支援機関について

- 受け入れ機関について**
- 1 受け入れ機関が外国人を受け入れるための基準
    - ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
    - ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
    - ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
    - ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）
  - 2 受け入れ機関の義務
    - ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
    - ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば①③も満たす。
    - ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

- 登録支援機関について**
- 1 登録を受けるための基準
    - ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
    - ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
  - 2 登録支援機関の義務
    - ① 外国人への支援を適切に実施
    - ② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。



○ さらに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を踏まえて、法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁は、フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア、ラオス、キルギス及びタジキスタンとの間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決め（MOC、協力覚書）を作成した（令和7年3月31日現在）。

○ 令和6年6月の入管法等一部改正法により、育成就労制度を創設することに併せ、特定技能制度の適正化を図ることとしている。具体的には、特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定するといった措置や、特定技能所属機関及び登録支援機関の支援責任者に対する講習の義務付け等の取組により、特定技能所属機関及び登録支援機関の要件を厳格化・適正化することとしている。

また、3（1）①のとおり、本改正に基づく両制度の運用の基本的事項について定めた基本方針が令和7年3月に閣議決定された。

#### （4）いわゆるアダルトビデオ出演被害の防止及び救済

○ 政府では、平成29年から、人身取引関連事犯であるアダルトビデオ（以下「AV」という。）出演被害問題について、その根絶に向け、取り組んできたところである。「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」とすることとし、AV出演被害やJKビジネスなどの問題を始め、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底している。

さらに、令和4年6月15日、議員立法により、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号。以下「AV出演被害防止・救済法」という。）が成立した。同法は、年齢や性別を問わず、AV出演契約の取消し、解除等に関する特則、公表の停止などの差止請求権などについて規定している。

○ AV出演被害問題について、警察では、AV出演被害防止・救済法等各種法令の

適用を視野に入れた取締りを推進するとともに、相談に適切に対応している。

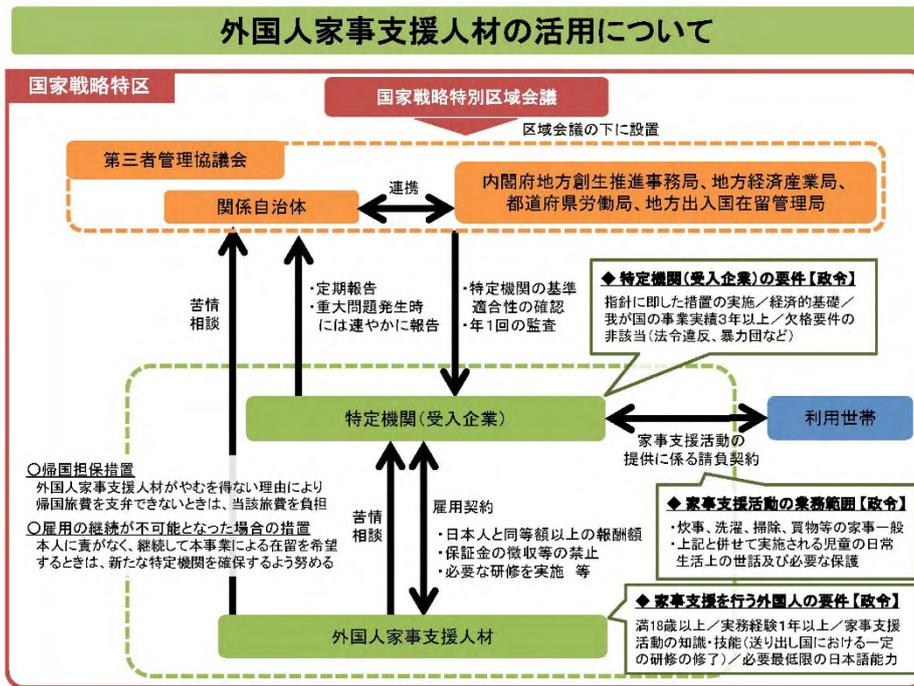
#### (5) 人身取引の防止のための罰則強化の検討

- 行動計画2022に基づき、児童が被害者となる人身取引の更なる防止を図るため、人身取引議定書の担保法の一つである児童福祉法（昭和22年法律第164号）の関係規定の重罰化の可能性について検討することとしている。

#### (6) 外国人材の更なる活用に向けた制度に係る取組

- 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の4第1項に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」は、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特別区域内において試行的に、家事支援活動を行う外国人（外国人家事支援人材）を特定機関（受入れ企業）が雇用契約に基づいて受け入れるものである。平成29年3月以降、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県及び千葉市において事業が実施され、これまでに約1,500人の外国人家事支援人材が入国している（令和7年3月31日現在）。
- この受入に当たっては、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針」（平成27年9月9日付け内閣総理大臣決定）において、外国人家事支援人材の報酬額は、同等の家事支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上とすること、特定機関による外国人家事支援人材等の金銭等の管理を禁止すること、特定機関が苦情・相談を受ける窓口を設け、外国人家事支援人材に対し、研修において周知すること等、特定機関が講ずるべき措置を定めている。特定機関は、こうした措置を講じていること等の基準に適合していることについて、国と地方公共団体から成る第三者管理協議会による確認を受けることとしている。
- 外国人家事支援人材の受入れ後も、第三者管理協議会が特定機関に対して監査を行い、必要に応じ是正措置を講ずることを求めるとともに、関係する地方公共団体が母国語等により苦情・相談を受ける窓口を設けるなど、問題となる事案が生じた際には、地方公共団体と関係省庁が連携して対応していくこととしている。  
また、第三者管理協議会では、地方公共団体の苦情・相談窓口や各種相談窓口の連絡先を一覧にした携行用カードの様式を作成しており、特定機関に対して、雇用する外国人家事支援人材に配布するよう依頼している。

【図12】外国人家事支援人材の活用（内閣府）



【図13】携行用の苦情・相談窓口一覧カード（日本語版ひな形）（内閣府）

日本語版 ひな形

<p style="text-align: center;"><b>外国人家事支援人材 相談・連絡窓口一覧</b></p> <p style="text-align: center;">まずは、こちらに御相談ください。</p> <p style="text-align: center;"><b>TEL 03-1234-5678</b></p> <p style="text-align: center;">●●サービス(株) 総務部福利厚生課</p> <p>雇用主以外に相談したい場合等は以下へご相談下さい</p> <p>▶外国人家事支援人材の保護に関すること(〇〇〇第三者管理協議会事務局) 〇〇県〇〇課 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) <span style="color: red;">※日本語で対応した後の英語対応は可</span></p> <p style="background-color: #FFD700; padding: 2px;"><b>緊急(無料)</b> 警察 TEL 110 火事・救急車 TEL 119</p>	<p>▶人権相談について(〇〇(地方)法務局) みんなの人権110番 TEL0570-003-110 (一部のIP電話等、ご利用できない場合は TEL〇〇-〇〇〇-〇〇〇) (月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) <span style="color: red;">日本語対応、英語対応は別途案内</span></p> <p>▶在留資格や出入国の手続について 外国人在留総合インフォメーションセンター TEL0570-013-904 (一部のIP電話等、ご利用できない場合は TEL03-5796-7112) (月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) <span style="color: red;">英語対応可</span></p> <p>▶労働条件について 〇〇労働局総合労働相談コーナー TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (月～金(祝日を除く)、8:30～17:15) <span style="color: red;">日本語対応、英語対応は別途案内</span></p> <p style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">〇〇〇〇〇大使館 TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (月～金(祝日を除く)、9:00～18:00)</p>
--	--

(7) 人身取引の需要側に対する取組

① 性的搾取の需要側への啓発

- 我が国で多く認知・検挙されている性的サービスを強要する事例や、身体的拘束に限らず心理的拘束による事例への対策を一層周知するため、「人身取引(性的サービスや労働の強要等)」の用語での広報を推進することとしている。
- 内閣府では、平成16年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及び

リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載している。

令和6年度は、「絶対ダメ！その行為！人身取引（性的サービスの強要等）」と題した需要者向けポスター及びリーフレットや「気が付いて！それって人身取引（性的サービスの強要等）です」と題した被害者向けポスター及びリーフレットをそれぞれ約4.6万枚作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、IOM、その他の関係機関等、約4,500か所に配布した。また、同ポスターの鉄道駅構内への掲示や同ポスター及び性的搾取の需要者側に重点を置いた啓発動画について、SNS等を活用した広報・啓発も行った。

なお、需要者向けの同ポスター、リーフレット及び動画においては、人身取引が人権を侵害する重大な犯罪であること、法律違反となり刑罰が科せられる可能性があること、事例を挙げ具体的な刑期等を明記しているほか、「あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、最寄りの警察署、匿名通報ダイヤル及び地方出入国在留管理局に連絡してください。」等と呼び掛けている。

- 外務省では、平成14年度から毎年度、海外渡航者向けに「海外安全虎の巻」を作成している。同冊子のPDF版を「外務省海外安全ホームページ」に掲載するとともに、スマートフォン等においても、「海外安全アプリ」(overseas safety app)で同冊子を閲覧できるようにしている。

同冊子の中の「ケーススタディ集～トラブル事例と対策～」においては、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、多くの国で買春行為は禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は、我が国の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を明記し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。

- 警察庁では、ウェブサイトにおいて、「STOP！子供の性被害」と題したページを設け、児童買春は悪質な犯罪であること、国外での児童買春も厳重に処罰されること、東南アジア諸国における児童買春を処罰する法律を例示し、各国警察による厳正な取締りが行われていること等を周知している。

また、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯は子供の人権を侵害する悪質な犯罪であることを国民に周知するための広報・啓発用ポスターについて、引き続き、日本語版と英語版を警察庁ウェブサイトに掲載している。

## ② 雇用主等への働き掛け

- 警察では、風俗営業等の営業所に対する立入調査活動を通じた啓発や、風俗営業等の管理者講習の際に使用するハンドブックに人身取引の事例を掲載するなどして、雇用主等への広報・啓発に努めている。
- 都道府県労働局・労働基準監督署では、実習実施者に対する監督指導（（3）③参照）のほか、労働基準関係法令等の周知・啓発を図るため、実習実施者等に対する説明会を開催している。  
また、実習実施者に対して、人身取引に該当し得る行為を知らしめ人身取引対策の重要性を啓発するため、リーフレットを作成し、労働相談や監督指導等の機会に配布している。
- 出入国在留管理庁では、技能実習の事業所管省庁が設置する技能実習事業協議会などの機会に、受入れ機関等に対し、技能実習生の失踪に係る状況や失踪技能実習生を減少させるための施策等を周知しているほか、技能実習生に対する人権侵害行為や人身取引行為の防止に関する注意喚起を行っている。
- 特定技能制度においては、特定産業分野ごとに分野所管省庁が設置した協議会などの機会に、特定技能所属機関等に対し、法令遵守の啓発等を行うこととしている。

【図14】人身取引対策ポスター一等（内閣府）

## 絶対ダメ！

性的サービスの強要  
その行為！ **人身取引**

人身取引の取り締まりを強化しています。

人身取引は人としての尊厳を傷つけ、人権を侵害する重大な犯罪です。以下の行為は法律違反となり、刑罰が科せられる可能性があります。

ツケを回収するため、客に性風俗の仕事を紹介する

**拘禁刑 ~10年**

191年4月16日以下の犯罪成立の日付より10年以上300万円以下の罰金

権力関係で児童にわいせつな行為をさせる

**拘禁刑 ~10年**

児童買春をさせた者に対しては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童買春の処罰に関する法律第22条（児童買春）第1項に規定する罪状に該当する場合は、10年以上の有期懲役

家出した子供をわいせつ目的で自宅に連れ込む

**拘禁刑 ~10年**

191年4月16日以下の犯罪

SNSで言葉巧みに性的な写真を送信させ「ばらまくぞ」と脅し、売春をさせる

**拘禁刑 ~3年**

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童買春の処罰に関する法律第22条（児童買春）第1項に規定する罪状に該当する場合は、3年以上の有期懲役

あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見つけた場合は、最寄りの **警察署** (☎#9110) や **匿名通報ダイヤル** (0120-924-839) に連絡してください。

外国人の場合はこちら **0570-013904**

人身取引についての詳細や相談窓口はこちら

外国人の場合はこちら **0570-013904**

人身取引についての詳細や相談窓口はこちら

## 気が付いて！ 性的サービスの強要 //

それって **人身取引** です

身近なところに犯罪が…！  
あなたや周りの人も、被害者かもしれません。

ホストクラブに通っている友人(妹)がどうやら最近、性風俗店で働いているようだ…

多額の借金を背負わされ、**性風俗店での労働**を強要されているかも

友人がSNSでパパ活や援助交際の相手を探しているようだ…

すでに、**性的な行為**を受けているかも

SNSで仲良くなった人から「貸出するから始めてあげよう」と言われているけど…

子供が、**わいせつ目的**で撮られているかも

SNSで知り合った人に性的な写真を送ったら、「美しくないね、ばらまくと儲かるよ」

**売春**を強要されているかも

2023年日本における人身取引

被害者の約80%が日本人

フィリピン人18%

日本人82%

被害者の約60%が18歳未満

18歳以上39%

15歳未満41%

被害内容の約80%が性的拘束被害

性的拘束被害79%

ホストクラブ15%

一男取得6%

自分が被害者だと気づいたり、被害者らしき人を見つけたら、また、助けを求められたら、最寄りの **警察署** (☎#9110) や **匿名通報ダイヤル** (0120-924-839) に連絡してください。

外国人の場合はこちら **0570-013904**

人身取引についての詳細や相談窓口はこちら

外国人の場合はこちら **0570-013904**

人身取引についての詳細や相談窓口はこちら

## 聞かせてほしいな

話しにくいこと、聞かせてくれてありがとう。  
あなたは何も悪くないよ。  
これからのこと一緒に考えよう。

## 話してもいいのかな

自分が悪いと思っていた。  
誰にも相談なんてできなかった。  
でも話してみたらこころが少し軽くなった気がした。

DVや性暴力の悩み、  
受け止めてくれる人がきつという。

性犯罪・性暴力

SNSで相談 **Cure time** (キュアタイム) **#8891**

電話で相談 **#8103**

配偶者・交際相手からの暴力

SNSで相談 **DV相談** **プラス** **#8008**

電話で相談 **0120-924-839**

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

## 誰も傷つかない、未来へ。

1時間前  
2人で飲んでたからとかで、被害者を責めるのって違うんじゃない？

21分前  
「男なのに被害にあつたの？」とか言う人いるけど、男性が被害にあう場合だってあるんだよ。

3時間前  
本人がいちばん、苦しいよね。友だちが悩んでたら「あなたは悪くない」と伝えようと思う  
#ひとり抱え込まないで

13分前  
相手の同意のない性的な行為は性暴力だよ  
#性的同意

**#なくそう、性暴力**

**#悪いのは加害者**

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

相談電話 **#8891**

性犯罪被害相談電話(警察)

相談電話 **#8103**

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」。相談しやすい社会を、みんなで作ろう。

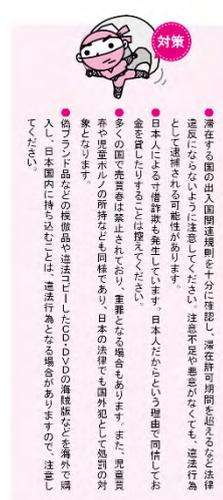
年齢・性別を問わず相談できます。

若年層 性暴力

【図15】 STOP！子供の性被害ポスター（英語版）（警察庁）



【図16】 海外安全虎の巻（外務省）（抜粋）



【図17】 技能実習生に対するその行為は人身取引です（厚生労働省）

技能実習生を受け入れている事業主の皆さま

## 技能実習生に対するその行為は 人身取引です

**人身取引※は、重大な人権侵害であり、犯罪です**  
技能実習生に対する「強制労働」や「中間搾取」などは、人身取引に該当する可能性があります。**絶対にやめましょう。**

※ 労働搾取目的の人身取引に該当する事業とは、  
①法人または個人が財産上の利益を得る目的で、  
②暴力の行使、脅迫、監禁、詐欺、権力の濫用またははげしい弱な立場に拠するなどの手段を用いて、  
③加害者の影響下から離脱することを困難な状態に置いた上で、労働者の意思に反して働かせる  
の3つの要件を満たすものです。

<b>強制労働</b>	<b>中間搾取</b>
 労働者の意思に反して働かせる行為	 第三者が労働者の賃金の一部を不当に得る（いわゆる「ピンハネ」）行為

**以下の行為も「人身取引」となる可能性があります**  
以下の手段で、技能実習生を従わざるを得ない状況にして、労働基準関係法令に違反して働かせる行為も人身取引に該当する可能性があります。

<b>暴力、脅迫、監禁 その他の強制力</b>	<b>権力の濫用または はげしい弱な立場に乗ずる</b>
 暴力、脅迫、監禁のほか、怒鳴る、殴りかかろうとする など  以下のような行為で技能実習生に恐怖を与え、働かせると、この手段に該当する可能性があります。 ・頭を小突いたり肩を叩く ・住居から無断で外出を禁じ、勝手に外出すると罰金を取るや脅す ・語尾に「アホ」などの言葉を付けて強い口調で注意する など	 職場内の上下関係を利用して、相手の弱い立場につけ込む など  解雇されたら行くところがないといった技能実習生の弱い立場につけ込み、「解雇する」「帰国させる」などと言って働かせることも、この手段に該当する可能性があります。

厚生労働省 都道府県労働局 法務省出入国在留管理庁 外国人技能実習機構

#### 4 人身取引被害者の認知の推進

##### (1) 「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進

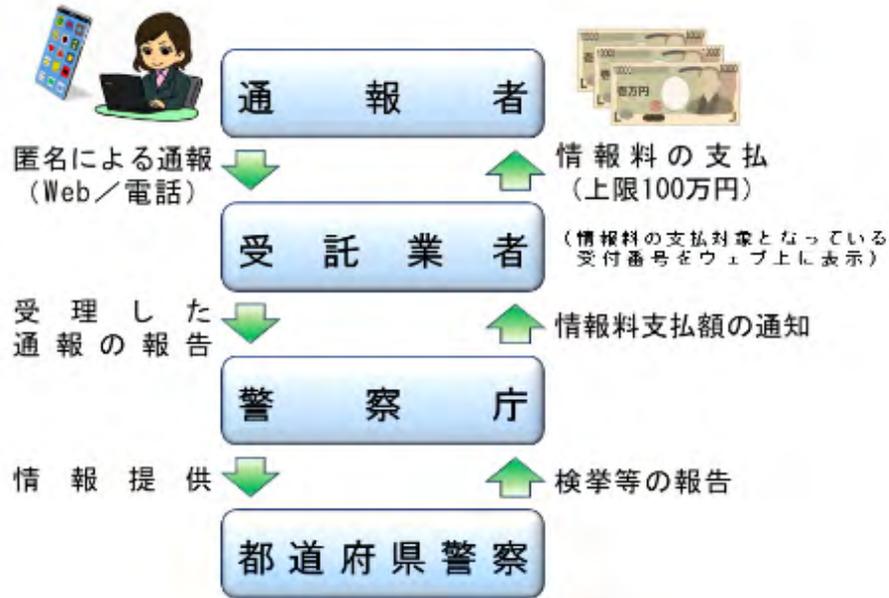
- 関係省庁では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」（平成22年6月23日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）を関係行政機関に周知しており、これに基づき、関係行政機関は被害者の認知に関する措置を適切に講じている。
- 警察では、警察相談専用電話や匿名通報等の窓口において、人身取引事犯を見逃すことのないよう相談や通報等に対応している。
- 警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯やそのおそれのある犯罪（以下「人身取引事犯等」という。）、少年福祉犯罪、児童虐待事案等に関する通報について、国民から電話及びウェブサイトにより匿名で受け付け、事件検挙や被害者保護への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報事業」を実施している。ウェブサイト、ポスター等により通報を呼び掛け、潜在化しやすい

これらの犯罪を早期に認知するよう努めている。

人身取引事犯等に関する通報を受理した際は、関係都道府県警察に情報を共有し、関係都道府県警察において捜査を行っている。令和3年度中に127件、令和4年度中に288件、令和5年度中に266件、人身取引事犯等に関する通報を受理した。

【図18】匿名通報事業ポスター（警察庁）

【図19】匿名通報事業の流れ（警察庁）



- 警察に相談がなされた場合には、相談室など、相談者が心理的圧迫を受けない場所で事情聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合には希望に応じて女性職員が、相談者が外国人の場合には可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。
- 出入国在留管理庁では、地方出入国在留管理局の総務課に人身取引対策事務局を設置し、局内の人身取引に関する情報集約を図っており、また、関係機関や一般人等からの人身取引事案に関する情報提供窓口として人身取引事案の認知等に努めている。
- 在外公館において人身取引被害者に関する情報に接した場合には、外務本省を通じて速やかに関係省庁に情報提供している。

(2) 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知

- 内閣府では、平成16年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載している。  
同啓発用ポスター及びリーフレットについては、日本語版と英語版を作成しており、具体的な事例を挙げて潜在的な人身取引被害者に被害申告を促すとともに、最寄りの警察署、匿名通報ダイヤル及び地方出入国在留管理局等、被害申告及び通報先を明確に示し、呼び掛けを行っている。令和6年度は、「絶対ダメ！その行為！人身取引（性的サービスの強要等）」と題した需要者向けポ

スター及びリーフレットや「気が付いて！それって人身取引（性的サービスの強要等）です」と題した被害者向けポスター及びリーフレットをそれぞれ約4.6万枚作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、IOM、その他の関係機関等、約4,500か所に配布した。

【3（7）①再掲】

- 警察庁では、平成17年から、潜在的な人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁、在京大使館、NGO 等に配布し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、ウェブサイトに掲載している。

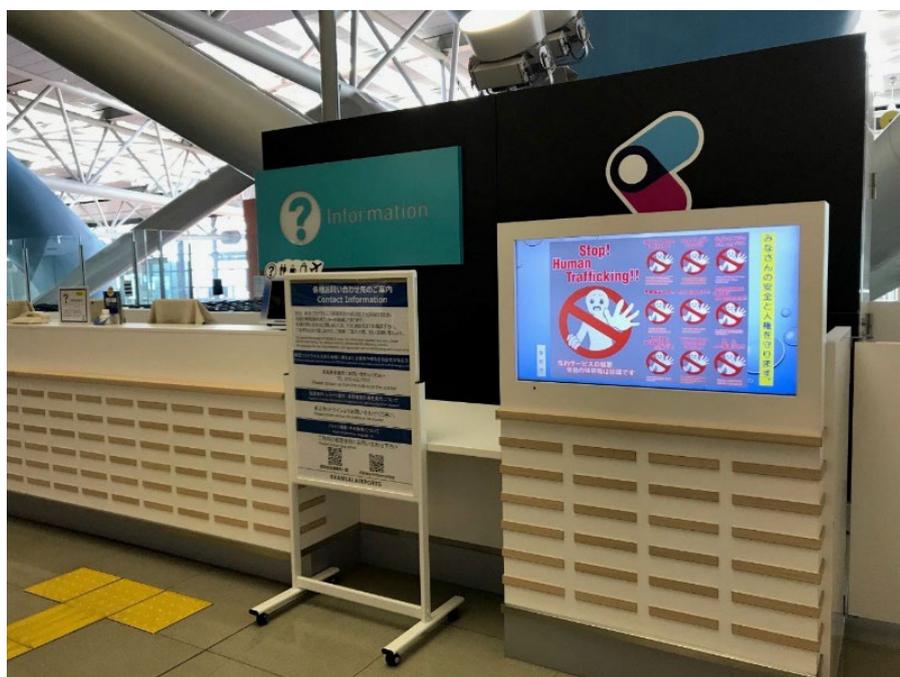
同リーフレットについては、NGO や在京大使館等の意見を取り入れ、被害者の視点に立ちながら、携帯性を高め、キーワードやイラストを挿入した分かりやすい内容とし、10か国語版（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語、タイ語、タガログ語、インドネシア語及びベトナム語）を作成・配布しているほか、国内の国際空港において、同リーフレットデータを使用したデジタルサイネージを放映している。

また、人身取引被害者等による警察への通報を促すため、SNS の広告配信を活用した広報を実施している。

【図20】人身取引対策リーフレット（警察庁）



【図21】 国際空港におけるデジタルサイネージ（警察庁）

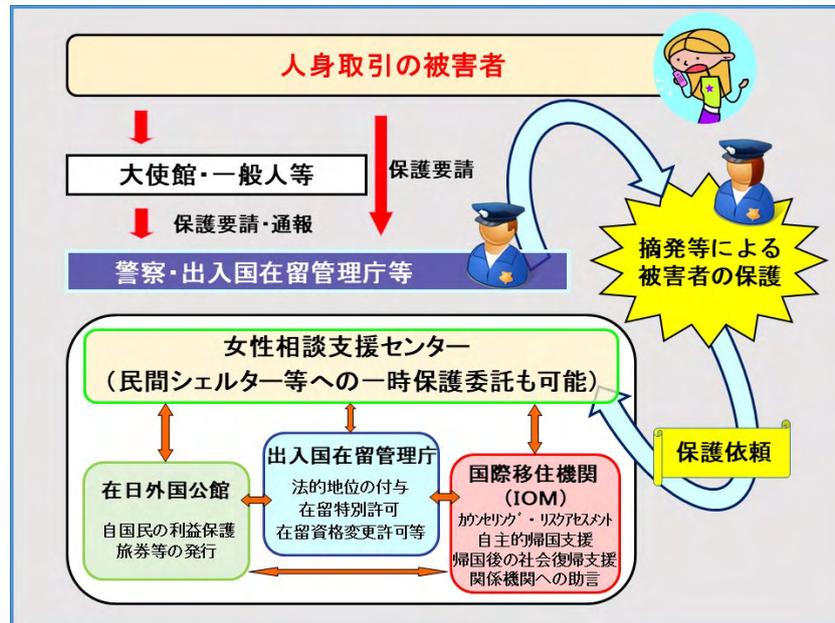


【図22】 SNS の広告配信を活用した人身取引対策の広報（警察庁）



- 出入国在留管理庁では、多言語への自動翻訳に対応したウェブサイトにて、人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を掲載するとともに、地方出入国在留管理局の審査窓口や空港の上陸審査場において、警察庁作成のリーフレットを置くなどして、被害者の手に届く取組を実施している。

【図23】被害者保護の流れ（出入国在留管理庁）



### (3) 外国語による窓口対応の強化

- 都道府県警察では、外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、通報者、通信指令室の職員、通訳センターの職員等が三者通話を行い、通報を受理する「三者通話システム」を運用している。また、外国人からの急訴等に対応するため、多言語翻訳機能を有する資機材を活用するとともに、外国語による対応が可能な職員の配置や語学研修等の職員への教養を行っている。
- 出入国在留管理庁では、「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置し、全国一律の番号で、外国人及び本邦の関係者に対して、入国・在留関係諸手続及び当該手続に必要な各種書類の記載要領等の案内を多言語で行っており、人身取引に関する情報提供及び相談も受け付けている。また、各地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く。）においては、相談員を配置し、来訪者の相談に応じている。
- 法務省の人権擁護機関では、法務局において、「外国人のための人権相談所」（約80言語に対応）を開設するとともに、専用電話である「外国語人権相談ダイヤル」やウェブサイト上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置している（10言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語）に対応）。

これらの窓口について、ウェブサイト、各対応言語により作成したリーフレット等により周知している。

【図 24】外国語人権相談リーフレット（英語版）（法務省）（抜粋）

**Human Rights Counseling Centers for Foreigners**

For those who are not comfortable speaking Japanese, Legal Affairs Bureaus and District Legal Affairs Bureaus throughout Japan provide human rights counseling services.

**Legal Affairs Bureaus and District Legal Affairs Bureaus throughout Japan**  
Weekdays (closed on New Year holidays) 9:00-17:00

※It is available in approximately 80 languages.

●Human Rights Counseling Centers for Foreigners  
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

※For counseling in foreign languages, feel free to use the Foreign-language Human Rights Hotline (Navi Dial) on the right-hand page.

Besides Legal Affairs Bureaus and District Legal Affairs Bureaus, human rights counseling is provided at the places below.

<b>Takamatsu-shi</b>	1-1-63 Ban-cho Takamatsu-shi Kagawa
[Location]1 - pal Kagawa (Kagawa International Exchange Center) meeting room	
English	Chinese
Every 3rd Friday of the month, 13:00-15:00 (by appointment)	

<b>Matsuyama-shi</b>	1-1 Dougoichimen Matsuyama-shi Ehime
[Location]Ehime Prefectural International Center (EPIC)	
English	Chinese
Every 4th Thursday of the month, 13:30-15:30	

**Foreign-language Human Rights Hotline**

The phone number (Navi Dial) below is available for human rights counseling for those who are unable to speak Japanese fluently. Feel free to consult with us by telephone from anywhere in Japan.

**Foreign-language Human Rights Hotline (Navi Dial)**  
**0570-090911**  
Weekdays (closed on New Year holidays) 9:00-17:00

English Chinese Korean Filipino Portuguese  
Vietnamese Nepali Spanish Indonesian Thai

※Your call will be directed to the nearest Bureau to you via a multilingual interpretation service company.  
※Please make sure you dial the correct number.

**Human Rights Counseling Services in foreign languages on the Internet**

The Ministry of Justice has set up an Internet Human Rights Counseling Service on its website. This service provides human rights counseling from anywhere in Japan.

●Human rights counseling services in English on the Internet  
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

English Chinese Korean Filipino Portuguese  
Vietnamese Nepali Spanish Indonesian Thai

**You can consult about human rights issues in your language.**

Information on Human Rights Counseling in Foreign Languages

Human Rights Bureau, Ministry of Justice  
National Federation of Associations of Human Rights Volunteers

The troubles you encounter may be infringement of human rights.

A hairdresser refused to cut your hair.

You were not allowed to rent an apartment.

Your child is bullied at school.

Different customs that are hard to accept.

**Don't worry alone. Consult with us first.**

[Face-to-face counseling]

For those who are not comfortable speaking Japanese, Legal Affairs Bureaus and District Legal Affairs Bureaus throughout Japan provide human rights counseling services.

[Telephone counseling]

We offer telephone counseling through the Foreign-language Human Rights Hotline(Navi Dial).

[Counseling on the Internet]

We accept human rights inquiries in 10 languages on the Internet Human Rights Counseling Services.

**We will find the best solution to your problem.**

Conciliation  
We mediate in discussions.

Instructions and recommendation to violators  
We will demand the violator to improve the situation.

Advice and referrals  
We make referrals to specialized agencies that can provide legal advices.

- 厚生労働省では、13か国語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア（クメール）語及びモンゴル語）に対応した以下の取組を実施している。
  - ・ 都道府県労働局及び労働基準監督署における「外国人労働者相談コーナー」の開設（対応言語や、開設日時については地域ごとに異なる。）。
  - ・ 「外国人労働者相談コーナー」に来訪できない、又は近隣の「外国人労働者相談コーナー」で母国語による相談ができない方のための「外国人労働者向け相談ダイヤル」の設置。
  - ・ 都道府県労働局及び労働基準監督署の開庁日時に相談できない方のため、平日夜間及び土日祝日に相談対応を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」（委託事業：平日17:00～22:00、土日祝9:00～21:00（12月28日～1月3日を除く。））の設置。
  - ・ 「日本国内で就労する外国人の方へ 労働条件ハンドブック」と題したパンフレットの作成及び都道府県労働局や労働基準監督署等での配布。

【3（3）②再掲】

- 平成29年11月の技能実習法の施行後は、OTIT が、電話・メール等により、8か国語（英語、中国語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語及びカンボジア語）に対応した「母国語相談」等を実施している。  
くわえて、令和3年4月から暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習 SOS・緊急相談専用窓口」を開設し、技能実習生の相談を受け付けている。

【3（3）②再掲】

#### （4）在京の各国大使館との連携

- 外務省では、外国人被害者が母国の在京大使館に保護を求めるケースがあることを踏まえ、被害者の相談を受ける窓口等を設けるよう、各国の在京大使館に働き掛けるとともに、人身取引対策に関するリーフレット等の資料を送付し、啓発活動への協力を呼び掛けている。

#### （5）在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進

- 外務省では、警察庁作成のリーフレット（（2）参照）並びに内閣府作成のポスター及びリーフレット（3（7）①参照）を在外公館等に配布している。  
また、「人身取引反対世界デー」（7月30日）に、外務省公式 SNS（X、フェイスブック）を通じ、日本語及び英語で広報・啓発を行った。

- 外務省では、在外公館による査証審査の過程において、在外公館での面接を実施した申請者に対してリーフレットを配布するなどの啓発に努めているほか、代理申請機関が査証申請受理及び交付を行っている国については、同申請機関に対し、注意喚起に関する協力を依頼している。

#### (6) インターネット・ホットラインセンターの運用

- 警察庁では、インターネット利用者等から、売春目的等の誘引等や児童ポルノ公然陳列等の違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）を民間委託により運用している。

令和5年2月からは、IHCの取扱情報の範囲に、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連する情報を追加し、インターネット上における人身売買、臓器売買、誘拐、逮捕・監禁等を請負等する情報への対策を強化した。

【図25】人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する情報提供・相談窓口等

<b>【都道府県警察】</b>	
緊急通報（電話）： 110	警察相談窓口（電話）： #9110
<b>【匿名通報】</b> （警察庁）	
電話： 0120-924-839	ウェブサイト： <a href="https://www.tokumei24.jp/">https://www.tokumei24.jp/</a>
<b>【インターネット・ホットラインセンター（IHC）】</b> （警察庁）	
ウェブサイト： <a href="https://www.internethotline.jp">https://www.internethotline.jp</a>	
<b>【出入国在留管理庁】</b>	
● <b>外国人在留総合インフォメーションセンター</b>	※外国語対応
電話： 0570-013904	
● <b>地方出入国在留管理局</b>	
一覧： <a href="https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html">https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html</a>	
<b>【人権相談】</b> （法務省）	
● <b>みんなの人権110番</b>	
電話： 0570-003-110	
● <b>外国人のための人権相談所</b>	※外国語対応
ウェブサイト： <a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html</a>	
● <b>外国語人権相談ダイヤル</b>	※外国語対応
電話： 0570-090911	
● <b>外国語インターネット人権相談受付窓口</b>	※外国語対応
ウェブサイト： <a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01">https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01</a>	
<b>その他の関連する窓口等</b>	
<b>【女性の人権問題】</b>	
● <b>女性の人権ホットライン</b> （法務省）	
電話： 0570-070-810	
● <b>女性相談支援センター</b> （厚生労働省）	
一覧： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40452.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40452.html</a>	
<b>【こどもの人権問題】</b>	
● <b>こどもの人権110番</b> （法務省）	
電話： 0120-007-110	
● <b>児童相談所</b> （こども家庭庁）	
一覧： <a href="https://www.cfa.go.jp/policies/jidouyakutai/jisou-ichiran/">https://www.cfa.go.jp/policies/jidouyakutai/jisou-ichiran/</a>	
<b>【技能実習生等に係る労働問題】</b>	
● <b>総合労働相談コーナー</b> （厚生労働省）	※外国語対応
一覧： <a href="https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html">https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html</a>	
● <b>外国人労働者相談コーナー、外国人労働者向け相談ダイヤル</b> （厚生労働省）	※外国語対応

一覧：<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

- **労働条件相談ほっとライン**（厚生労働省委託事業） ※外国語対応

一覧：<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

一覧：<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

- **母国語相談、技能実習 SOS・緊急相談専用窓口**（外国人技能実習機構（OTIT）） ※外国語対応

一覧：<https://www.otit.go.jp/notebook/>

### 【性犯罪・性暴力被害の相談】

- **性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター**

電話：全国共通番号 #8891（はやくワンストップ）

一覧：[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/consult.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html)

- **性犯罪被害相談電話（発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる）**

電話：全国共通番号 #8103（ハートさん）

### 【その他】

- **多言語情報提供サービス**（法テラス） ※外国語対応

電話：0570-078377（IP：050-3754-5430）

- **よりそいホットライン**（一般社団法人社会的包摂サポートセンター） ※外国語対応

電話：0120-279-338

## 5 人身取引の撲滅

### （1）取締りの徹底

- 各機関では、人身取引事犯の取締りを徹底するとともに、人身取引が潜在するおそれのある周辺事案（人身取引関連事犯）に対しても、積極的に対応している（人身取引事犯の取締状況については、2（1）②参照）。

#### ① 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化

- 平成26年6月、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁から成る人身取引対策関連法令執行タスクフォースを設置し、人身取引関連事犯についての情報共有・連携を図っている。

#### ② 人身取引取締りマニュアルの活用等による人身取引事犯の取締りの強化

- 平成26年9月、人身取引対策関連法令執行タスクフォースにおいて、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を作成した。令和4年2月、最新の適用例に更新するなど同マニュアルの改定を行い、警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、捜査等に活用している。

#### ③ 売春事犯等の取締りの徹底

- 警察では、令和6年中、売春防止法違反で413件、381人を検挙した。また、いわゆるホストクラブ等で高額な料金を請求され、その売掛金等の支払のために女性客が売春をさせられたり、各種性風俗店に紹介されたりする事案が問題となっているところ、悪質ホストクラブ等に対する厳正な取締りを推進している。
- このほか、売春グループが、海外での売春を女性に勧めるといった事例もみられることから、厳正な取締りを推進している。

④ 悪質ホストクラブ問題に対する取組の推進

- ③の取締りのほか、政府では、悪質ホストクラブ問題に関する注意喚起及び相談内容に応じた各種専門機関の連絡先を記載したチラシを関係省庁のウェブサイトに掲載するとともに、地方自治体等と協力してその配布を行っている。

【図 26】悪質ホストクラブ等問題に係る注意喚起チラシ

**悪質ホストクラブの悩み、相談してみませんか。**

相談内容に応じた主な専門機関の窓口

ホストに売春を強要されている、 迷われているなど、犯罪被害の相談は 最寄りの警察署への通報または 警察相談専用電話 <b>#9110</b> <small>警察相談専用電話は、土日祝日及び急病は、 112または119で対応しています。</small>	性犯罪・性暴力被害の相談は 性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター 全国共通番号 <b>#8891</b> <small>受付時間:24時間365日</small>
ホストクラブとの契約などにおける 消費者トラブルの相談は 消費者ホットライン 全国共通の電話番号 <b>188</b> <small>受付時間:平日9:00-17:00、土日祝日10:00-16:00など ※各都道府県センターによって受付時間が異なります。 ※年末年始(12/29-1/3)を除く。</small>	高料金の契約取消の手続きなど、 法的トラブルの相談は 法テラス(日本司法支援センター) ナビダイヤル <b>0570-078374</b> <small>受付時間:平日9:00-21:00、土曜日10-17:00 ※祝日・年末年始(12/29-1/3)を除く。</small>

どこに相談したらいいのかわからない場合、まず  
お住まいの地域の「婦人相談所(女性相談センター)」  
に電話でご相談ください。

**東京都にお住まいの方は**

女性からの様々な相談は 東京都女性相談センター <b>03-5261-3110</b> <small>受付時間:平日9:00-21:00 土日祝日:専ら専ら(12/29-1/3):9:00-17:00</small>	高額な請求等に関するトラブルの相談は 東京都消費生活総合センター <b>03-3235-1155</b> <small>受付時間:平日 上昼 9:00-17:00 ※祝日・年末年始(12/29-1/3)を除く。</small>
---	--

※その他、若者の悩みや困りごとに応じた支援機関等を紹介  
東京都若者総合相談センター「若ナビα」03-3267-0808  
受付時間:平日 上昼 11:00-23:00(受付は22:30まで)  
年末年始(12/29-1/3):11:00-17:00

内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、厚生労働省、東京都

- 消費者庁では、ホストクラブにおける飲食などの契約について、消費者契約法(平成12年法律第61号)に定めるいわゆる「デート商法」などの取消権の要件に該当すれば、消費者の意思表示により、取り消すことができる場合があることを消費者庁のウェブサイトで公表した。また、令和5年度に引き

続き、令和6年度も悪質ホストクラブ問題に関する注意喚起チラシを全国の消費生活センターに配布した。

- 厚生労働省では、ホストクラブ従業員等、スカウトマンその他関係者が性風俗・売春等の仕事の紹介を行うことは職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条違反（違反した場合は罰則の対象）である旨を検挙事例も含めて Q&A で周知しているほか、労働基準監督署においても警察と連携して、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づきホストクラブへの立入りを実施するなど、悪質ホストクラブ対策に取り組んでいる。
- 内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成しており、令和5年度から新たに、需要者向けポスター等には「ツケを回収するため、客に性風俗の仕事を紹介する」、被害者向けポスター等には「多額の借金を背負わされ、性風俗店での労働を強要されているかも」という、ホストクラブ等の売掛金等の問題に関する事例を盛り込み、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、IOM、その他の関係機関等、約4,500か所への配布、同ポスターの鉄道駅構内への掲示やウェブサイトへの掲載を行っている。
- 警察庁では、令和6年7月、有識者による「悪質ホストクラブ対策検討会」を設置し、同年12月に「悪質ホストクラブ対策に関する報告書」を取りまとめた。また、同報告書の内容を踏まえ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を令和7年3月7日、第217回国会に提出した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律は、同年5月20日、同国会において成立し、同月28日に公布（令和7年法律第45号）された。

#### ⑤ 児童の性的搾取に対する厳正な対応

- 警察では、関係省庁等と緊密な連携を図りながら、児童買春・児童ポルノ事犯の取締り、流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見・支援等の諸対策を推進しており、令和6年中の児童買春事犯の検挙件数は416件、検挙人員は290人、児童ポルノ事犯の検挙件数は2,783件、検挙人員は1,424人であった。
- 最高検察庁では、人身取引事犯に対する厳正な対処というこれまでの方針を確認する趣旨で、平成30年3月、全国の検察官に対し、児童福祉法を人身

取引事犯に適用する際には、懲役刑を中心とした厳正な科刑が実現されるよう配慮されたい旨通知した。

同通知以降に児童福祉法が適用された人身取引事犯の多くは、懲役刑が宣告されている。

- 政府では、児童買春や児童ポルノの製造等の子供の性被害の撲滅と被害児童の権利の擁護に取り組むため、平成28年3月29日、「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」を閣議決定した。

平成29年4月に「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画（子供の性被害防止プラン）」が犯罪対策閣僚会議にて策定され、関係省庁が緊密な連携・協力を図りながら、政府全体で取組を推進してきた。

しかし、我が国の現状を見ると、スマートフォン等のインターネット接続機器等が児童に普及する中で、SNSに起因する児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）違反等に係る被害児童は高水準で推移しており、こうした情勢や課題に対応するため、令和4年5月20日、犯罪対策閣僚会議において、新たな施策を追加した、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」が決定された。同プランは、人身取引関連事犯である児童買春・児童ポルノ事犯等について、その撲滅に向けて取り組むべき施策を取りまとめたものである上、「人身取引事犯撲滅のための広報・啓発活動の実施」、「人身取引事犯における被害者の保護の推進」等、直接的な人身取引対策も盛り込んだものであるため、同計画に基づく各種施策の推進は、人身取引の防止に寄与していると考えられる。

現在、「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」を中核に、こども家庭庁の調整の下、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び観光庁が、それぞれの所掌事務に応じて、児童の性的搾取等に係る対策に取り組んでいる。

## 【図27】子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022 概要（こども家庭庁）

### 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022概要

#### 現行プラン

平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に入れたプランを決定

#### 情勢・課題

- ・加害者との接触を媒介するツール等の普及、多様化等
- ・SNSに起因する児童買春事犯・児童ポルノ事犯が高水準で推移
- ・国際社会との連携・情報発信強化の必要性 など

#### 新プランの策定

- ・現行プランの6つの柱を維持しつつ、各柱の施策について、今後継続すべき施策に現在の情勢・課題を踏まえた施策を新たに追加
- ・今後5年間を目途に現行法を前提として取り組むべき施策を取りまとめ
- ・進捗状況についてフォローアップを実施

#### 新規追加施策

- 1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化**
  - 地域の関係機関への情報発信等を通じ、地域の関係機関・団体等の連携・協力による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組の促進
  - 児童買春等の法令違反のサービス提供が行われないよう、旅行業者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じた指導の実施
  - 「若年層の性暴力被害予防月間」を実施し、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、AV出演被害、「JKビジネス」等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進
  - 虐待、性的搾取等・性暴力等の分野における取組を取りまとめた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく、関係府省庁の連携した取組の実施
- 2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援**
  - 性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切に教育などの推進
- 3. 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進**
  - SNS事業者団体の青少年保護活動に参画し、被害実態に関する情報提供を行うとともに、個々の事業者における自主的な対策強化を促進
  - SNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、AI技術の活用など効果的な手法の導入を検討
  - 官民が連携し、AV出演被害問題・「JKビジネス」・援助交際等の性的搾取等の根絶を目指し、被害防止に係る取組を推進
  - 被害場所の実態把握、被害場所に関する分析を実施し、関係府省庁の協力を得て関係団体等へ情報を提供
- 4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進**
  - 児童相談所、教育機関、法務局等において面接等に加え、SNSの活用による相談しやすい環境整備を実施
- 5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生**
  - 矯正施設に収容中の性犯罪者等について、矯正施設収容中から医療機関等の医師や社会福祉士等の専門家による面接を実施し、個々人の特性やニーズに応じた医療機関等による多様な方法、内容による退所後の治療等につなげ、再犯防止を推進
  - 刑事手続の終了後も、地域社会において性犯罪者に対するカウンセリング等再犯防止に向けた支援が提供されるようにするなど、国と地方公共団体とが連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進
  - 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着義務付けなど、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を踏まえた所要の検討を実施
- 6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化**
  - 過去40年間の懲戒免職処分歴等の情報検索が可能な「官報情報検索ツール」の更なる活用の促進や児童生徒に対して性暴力に及んだ教育職員への原則懲戒免職の徹底
  - 保育士資格について、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討するとともに、性暴力等を行ったベビーシッターに対する業務停止命令等に関する情報を共有・公表する仕組みの構築を検討
  - 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討
  - 児童が対象となる場合を含め、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布等によるハラスメントについて、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発等、防止に向けた取組を推進
  - 子供に対する性被害に対処するための刑事法の整備について、性犯罪に対処するための法整備に関する法制審議会の審議結果を踏まえた所要の検討を実施

## ⑥ 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底

- 警察では、令和6年中、外国人労働者に係る雇用関係事犯において、雇用主・ブローカー等278件、326人を検挙した。
- 出入国在留管理庁では、令和6年中、不法就労が疑われた稼働先160か所を摘発した。また、警察庁、法務省及び厚生労働省との間で合意した不法就労等外国人対策の推進に関する方針（3（2）①参照）に基づき、悪質な雇用主及びブローカーについては警察等に対し積極的に告発・通報等を行っている。

【3（2）②再掲】

- 都道府県労働局・労働基準監督署では、令和6年に11,356（速報値）の実習実施者に対し監督指導を実施した。

この結果、8,311（速報値）の実習実施者において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行うとともに、違法な時間外労働・休日労働を行わせているもの、法定よりも低い割増率で時間外労働に対する割増賃金を支払っているもの等、技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた8件（速報値）を送検した。

【3（3）③再掲】

- 都道府県労働局・労働基準監督署及びOTITでは、令和3年に発出した通達に基づき連携を強化しており、令和6年中、34（速報値）の実習実施者に対し、合同での監督・調査を実施した。

この結果、都道府県労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が認められた31件（速報値）について是正勧告を行い、OTITでは、技能実習法違反が認められた23件（速報値）について改善勧告を行った。

【3（3）③再掲】

## ⑦ 技能実習生等に対する労働搾取を目的とした人身取引の取締りの徹底

- OTITは、技能実習法、入管法令又は労働関係法令に違反する事実を把握した場合には、出入国在留管理機関、労働基準監督機関等に対し、通報、情報提供等を行い、地方出入国在留管理局等との合同調査や、単独の現地検査を行う。現地検査の結果、違反の様態に応じて、監理団体及び実習実施者に対する行政処分等を行うなど、厳正に対処しており、令和6年度中に監理団体の許可取消しを6件、実習実施者の技能実習計画の認定取消しを55件実施した。

### 【3（3）①再掲】

- 都道府県労働局では、人身取引対策担当者が中心となり、労働搾取を目的とした技能実習生に対する人身取引が疑われる事案の掘り起こしを行うとともに、該当事案を把握した場合には、労働基準監督署に対してOTITとの合同監督・調査の実施等を指示している。

### 【3（3）③再掲】

## （2）国境を越えた犯罪の取締り

### ① 外国関係機関との連携強化

- 警察庁では、平成16年から毎年1回、人身取引事犯に係る「コンタクトポイント連絡会議」を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、IOM等とのオンラインによる意見交換・情報交換を行っている。令和6年については、10月1日に開催した。

- 警察庁では、平成14年から平成28年まで、毎年1回、東南アジア及び在京の外国捜査機関等を招へいし、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議」を開催して、国外犯に関する捜査協力の拡充・強化を図った。

平成29年からは、子供の性被害防止対策を更に強化するため、関係省庁、外国機関、都道府県警察の担当者のほか、国際機関や子供の性被害防止対策に取り組む民間団体等が参加できる形態に発展させ、現在は、同会議の名称を「子供の性被害防止セミナー」と改め、政府及び警察の取組だけでなく、民間団体や外国機関の取組等も紹介することにより、国民及び国際社会における理解の促進を図るとともに、関係機関・団体との情報交換・連携強化に取り組んでいる。

令和7年2月に開催した同セミナーでは、ユーロポール、米国国土安全保障捜査局、民間団体、警察庁及び警視庁により、それぞれ発表がなされた。

- 警察庁では、世界規模での児童性的搾取根絶に向け国際社会の取組を推進するため、令和7年2月24日から同年3月28日までの間、シンガポール警察を始めとした諸外国警察とのオンライン上の児童の性的搾取取締りに係る国際協同オペレーションを実施し、6つの国と地域（日本、シンガポール、韓国、香港、タイ及びマレーシア）において、合計544人（日本においては児童ポルノ事犯等の被疑者111人）を検挙した。

- 警察では、ICPO を通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間でその手口に関する情報の共有等必要な情報交換を行っている。
- 外務省では、平成16年11月から、警察庁を通じ、ICPO に紛失・盗難旅券情報（旅券番号等）を提供してきたが、令和4年3月から、外務省が直接かつ迅速にICPOに提供できるようになった。同情報は、ICPO加盟国の出入国審査に活用されている。

## ② 国際捜査共助の充実化

- 我が国では、国内法（国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）等）及び他国との間で締結している刑事共助条約・協定等に基づき、人身取引事案について迅速・適切に捜査共助を要請、実施している。
- 我が国は、米国（平成18年7月発効）、韓国（平成19年1月発効）、中国（平成20年11月発効）、香港（平成21年9月発効）、EU（平成23年1月発効）、ロシア（同年2月発効）、ベトナム（令和4年8月発効）との間で刑事共助条約・協定を締結しており、ブラジルとの間で令和6年1月に刑事共助条約に署名したほか、他の国との間でも条約締結を積極的に検討している。
- 平成29年7月、国際組織犯罪防止条約を締結した（1（1）、7（1）①参照）ことにより、同条約第3条に規定する犯罪について、同条約の締約国・地域との間において、相互に外交ルートによることなく、中央当局ルートによる迅速な捜査共助を実施することが可能となっている。

## 6 人身取引被害者の保護・支援

### （1）「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進

- 関係省庁では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（平成23年7月1日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）を関係行政機関に周知しており、これに基づき、関係行政機関は相互に連携しつつ、被害者の保護に関する措置を適切に講じている。
- 出入国在留管理庁では、人身取引被害者に対し、その立場に十分配慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新、在留資格の変更又は在留特別許可により、法的地位の安定を図っている。  
令和6年中に保護した外国人の被害者は7人であり、全員が在留資格を有しており、全員に対し、在留資格の変更を許可した。

## 【2（1）①再掲】

在留を希望する被害者や、帰国することができない被害者については、本人の意思を尊重しつつ、個別の事情を総合的に勘案した上で、必要に応じて就労可能な在留資格を認めることとしている。

- 厚生労働省では、外国人労働者が多い地域のハローワークを中心に、相談員や通訳員を配置し、人身取引被害者も含む、外国人の安定的な就労に向けた相談支援を行っている。

また、職場におけるコミュニケーション能力や我が国の労働関係法令等に関する知識を習得させ、安定的な雇用を促進することを目的とした「外国人就労・定着支援事業」を実施している。

## （2）保護機能の強化

- 法務省の人権擁護機関が実施する調査救済手続においては、平成27年10月から、男性を含めた人身取引被害者に対し、緊急避難措置として宿泊施設を提供する制度を運用している。

- 平成29年11月1日に施行された技能実習法においては、特に、技能実習生に対する人権侵害行為等について禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずることとしている。また、これらに関する事務を行う OTIT が認可法人として平成29年1月25日に設立登記され、運用を開始している。

## 【3（3）①再掲】

## （3）被害者への支援

### ① 人身取引被害者の支援のための意識の向上

#### （i）内閣府

- 内閣府では、地方公共団体において性暴力被害者支援等を担当する職員等の知識・意識向上を図る観点から、各都道府県の担当課等に対し、性的サービスの強要等の人身取引関連事項に関する情報提供等を実施している。

#### （ii）警察庁

- 新たに採用された警察官や昇任した警察官に対し、警察学校において、人身取引事犯対策についての研修を実施している。

- 警察職員の専門的技能等の向上に資するため、警察庁指定広域技能指導官による研修を実施している。
- 毎年、風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象にした人身取引事犯対策に関する研修を実施している。
- 警察に相談がなされた場合には、相談室など、相談者が心理的圧迫を受けない場所で事情聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合には希望に応じて女性職員が、相談者が外国人の場合には可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。

**【4（1）再掲】**

(iii) 法務省

- 法務省では、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じ、人身取引に関する講義等を実施している。また、全国の検察官が集まる各種会議において、人身取引事犯に対して積極的に対応すべきことを周知し、全国の検察庁における人身取引事犯の具体的事例・経験を共有するなどしている。

(iv) 出入国在留管理庁

- 出入国在留管理庁では、在職年数等に応じた研修において、人権の講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図っている。また、関係省庁、IOM、NGO 等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策や人権に特化した研修を開催し、研修受講職員が現場職員にフィードバック研修を行う取組を実施している。

人身取引対策に特化した研修においては、被害者の認知のポイントを整理する事例研究を行うなど、認知の実務に重点を置いた講義を実施している。

- 出入国在留管理庁では、人身取引被害者に対し、その立場に十分配慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新、在留資格の変更又は在留特別許可により、法的地位の安定を図っている。

令和6年中に保護した外国人の被害者は7人であり、全員が在留資格を有しており、全員に対し、在留資格の変更を許可した。

**【2（1）①再掲】**

在留を希望する被害者や、帰国することができない被害者については、

本人の意思を尊重しつつ、個別の事情を総合的に勘案した上で、必要に応じて就労可能な在留資格を認めることとしている。

#### 【6（1）再掲】

##### （v）外務省

- 毎年度、在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、人身取引防止の観点から、水際対策としての旅券・査証の役割や赴任国における関係機関との連携等、人身取引防止対策に関する講義を実施している。令和6年度は、領事初任研修において51人、領事中堅研修において16人、在外公館警備対策官研修において85人がそれぞれ受講した。
- また、法定受託事務として旅券発給事務に携わる都道府県旅券事務所職員等に対しても、人身取引関係者、テロリスト等による旅券の不正取得等、又は未成年者による疑義のある旅券取得等を防止する等の観点も含め、旅券発給審査等についての研修を実施し、周知徹底している。

##### （vi）厚生労働省

- 都道府県労働局において、新たに配属された労働基準監督官に対して、人身取引事犯への適用法令、具体的適用事例等に係る研修を実施している。また、これに加えて、毎年、任官後5年目程度の労働基準監督官を対象に厚生労働省が実施している研修において、人身取引対策の推進における労働基準監督機関の役割等について講義を行っている。
- 「全国女性相談支援センター所長及び女性支援主管係長研究協議会」において、人身取引被害者への対応に関する IOM 駐日事務所職員による講義を研修として実施している。
- 技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応として、都道府県労働局に対し、都道府県労働局に人身取引対策担当者を定めること、該当事案を把握した場合には労働基準監督署と外国人技能実習機構との合同で実習実施者に立入調査を実施し、関係機関等と必要な連携を図った上で対応すること等を指示し、取組の強化を図っている。

##### （vii）海上保安庁

- 取締りの過程において事案を認知できるよう、毎年、実務者研修において、人身取引の実態、被害者の保護の重要性等についての講義を実施して

いる。

(viii) 裁判所

- 裁判官研修を担当する司法研修所において、人身取引を含む人権問題を扱う研修を行っている。

② 女性相談支援センター等における一時保護・援助等の一層の充実

- 女性相談支援センターでは、各関係機関と連携し、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した衣食住の提供、居室や入浴・食事への配慮、夜間警備体制の整備のための警備員の配置を実施するなど、その充実を図っている。

上記のほか、女性相談支援センターにおいて一時保護を行った被害者に対し、生活支援や通訳支援、医療ケア等を行った。

【2 (1) ①再掲】

- 厚生労働省では、適切な保護が見込まれる場合において、人身取引被害女性の一時保護を女性相談支援センターが民間シェルター等へ委託するための経費について、予算措置を行っている。
- 女性相談支援センターでは、被害者が児童である場合には、児童相談所と連携した保護措置を行っている。

③ ワンストップ支援センターの体制整備を始めとする性犯罪・性暴力被害者支援の充実

- 内閣府では、被害直後からの医療的支援、心理的支援、法的支援などを可能な限り1か所で提供する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（以下「ワンストップ支援センター」という。）について、都道府県等に対する交付金により、運営の安定化及び支援の質の向上を図っている。また、夜間休日に対応できる「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」の設置、運営を行うなど、支援体制の整備を図るとともに、ワンストップ支援センターの全国共通番号（「#8891（はやくワンストップ）」）の周知・広報を進めている。さらに、若年層が利用しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施している。

警察では、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の国民への更なる周知を図っている。



要及び捜査状況、被疑者の逮捕・送致状況等、被害者の救済や不安の解消に資すると認められる事項の説明を行うこととしている。また、海上保安庁ウェブサイト及びリーフレットにより、犯罪被害者等の支援に関する取組について周知している。

#### ⑤ 被害者に対する法的援助の実施とその周知

- 日本司法支援センター（法テラス）では、各地の犯罪被害者支援機関・団体と相互に連携し、各支援窓口の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供している。

被害者の所在が明らかになることがないように細心の注意を払いつつ、法的支援を必要とする被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するとともに、DV等被害者法律相談援助を実施している。また、資力の乏しい者に対しては、民事法律扶助業務又は日本弁護士連合会委託援助業務による援助を実施している。

DV等被害者法律相談援助とは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を現に受けている疑いがあると認められる方を対象に法律相談を実施するものである。

民事法律扶助業務とは、民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第30条第1項第2号柱書き参照）を対象とする無料法律相談、代理人に支払うべき報酬及び必要な実費の立替え等を行うものである。

日本弁護士連合会委託援助業務とは、日本弁護士連合会から委託された事業であり、民事法律扶助や刑事裁判に参加する被害者参加人のための国選弁護士制度の対象外となる者に対して、人権救済の観点から、弁護士による法的援助と費用等の援助を行うものである。

また、犯罪被害者等の支援に関する施策を一層推進する観点から、法テラスの業務を拡充し、一定の被害者等を包括的かつ継続的に援助するための制度を創設することを内容とする総合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号）が第213回国会で成立し、令和6年4月24日に公布された（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

同法においては、法テラスの業務に、一定の被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務及び契約弁護士等に必要

法律事務等を取り扱わせる業務を追加することとされているところ、その対象には、不同意わいせつや不同意性交等の罪などの一定の性犯罪等の被害者等が含まれており、同法の施行に向け、その詳細について検討が進められている。

- 法テラスでは、犯罪被害者等に向けた各種支援制度について記載されたリーフレットをウェブサイトに掲載するとともに、女性相談支援センター等に配布して、周知に努めている。
- 法テラスでは、法制度や相談窓口に関する情報を多言語で提供するサービス（多言語情報提供サービス）を実施しており、令和6年度中の言語別の情報提供件数（令和7年3月31日現在）は、英語が1,390件、ポルトガル語が1,340件、中国語が1,219件、タガログ語が728件、スペイン語が540件、ベトナム語が274件、タイ語が135件、ネパール語が95件、韓国語が79件、インドネシア語が37件であった。

【図29】多言語情報提供サービス（法テラス）



**法テラス**  
JAPAN LEGAL SUPPORT CENTER

Multilingual Information Service  
多言語情報提供サービス

**0570-078377**

**Monday to Friday from 9am to 5pm**

\* Not available on holidays and weekends  
\* Calls will be charged at your standard network rate

For those living outside of Japan:  
with the exception of The Hague Convention,  
Houterasu does not have any information on  
consultation services within Japan that users who  
live abroad can use to consult about general legal  
issue.

If you are calling from a VoIP phone  
or a prepaid mobile phone,  
please contact us on the following number instead:  
**050-3754-5430.**

- 法テラスでは、性暴力被害を含む日常生活上の様々な困難に関する電話相談「よりそいホットライン」を実施する一般社団法人社会的包摂サポートセンターと相互に連携している。

「よりそいホットライン」は厚生労働省の補助金事業であり、令和6年度末現在、10か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語及びインドネシア語）に対応している。

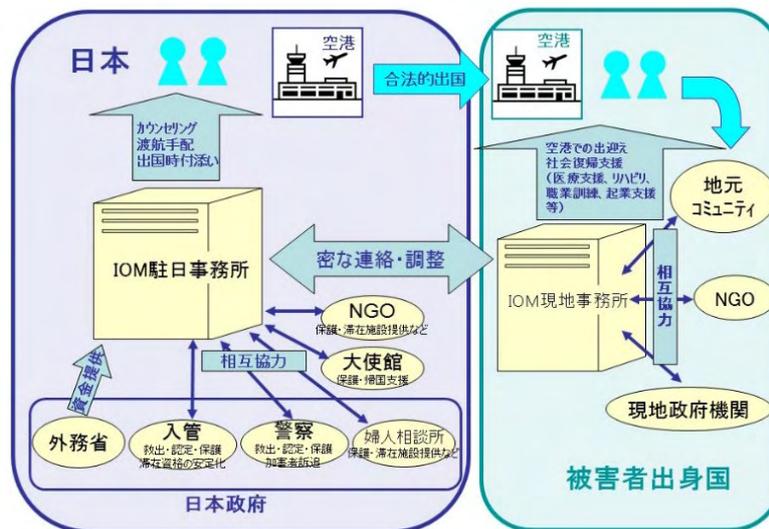
## ⑥ 外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援

- 我が国は、平成17年以降、IOM を通じ、我が国で認知された外国人人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援事業（就労・職業支援、医療費の提供等）を行っている。令和6年度には、IOMに14,096千円を拠出しており、平成17年以降、377人の帰国支援を実施している（令和7年3月31日現在）。

令和6年中、IOM を通じた支援により15人が帰国した。社会復帰・経済的自立支援事業としては、米小売業、食品デリバリー・トライシクル業、食料品店、金物店等の起業支援を行った。 【2（1）①再掲】

- 出入国在留管理庁では、IOM 駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組んでおり、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図っている。

【図 30】 自主的帰国・社会復帰支援の流れ（IOM）



【図31】我が国の抛出事業による帰国後の被害者への社会復帰支援の例  
(被害者が帰国後に IOM の支援を受けて開いた店) (IOM)



【図32】 IOM マニラ職員によるモニタリング・インタビューの様子 (IOM)



⑦ 悪質ホストクラブ問題の被害者に対する相談体制の強化等

- 悪質ホストクラブにおいて女性が多額の借金を負わされ、売春等を強要させられることはあってはならないことであり、関係省庁が、民間団体、関係機関と連携しながら、悪質ホストクラブ等対策に取り組んでいる。

悪質ホストクラブの被害者に対し、それぞれの事情に応じて、関係機関が連携しながら支援を行っていく体制を構築することが重要である。こうした観点から、女性相談支援センターにおいて相談を受け付け、相談内容に応じて、都道府県警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、消費生活センター、法テラスを含め、適切な専門機関につなぐとともに、相談窓口の間で緊密な連携を図ることより、被害者の方々への相談体制

の強化を図っている。

また、被害者に寄り添った支援を提供できるよう、令和6年6月に、女性相談支援センターの相談員等に対し、悪質ホストクラブの取締りの状況や民間団体の取組等について研修を行ったところであるが、相談員等が悪質ホストクラブの問題について深く認識することや、心のケアの専門機関と連携することが重要であることから、今後も、被害者を支援する民間団体と連携した相談員等への研修の実施や、女性相談支援センターと精神保健福祉センター等との連携推進による相談体制の強化に取り組むこととしている。

さらに、悪質ホストクラブの被害者も含め、相談者の利便性を図り、相談しやすい環境を整える観点から、各都道府県の女性相談支援センターにつながる全国共通の4桁の短縮ダイヤル「#8778（はなそうなやみ）」を導入し、令和6年6月から運用を開始している。

- そのほか、政府では、悪質ホストクラブ問題に関する注意喚起及び相談内容に応じた各種専門機関の連絡先を記載したチラシを作成し、関係省庁のウェブサイトに掲載するとともに、地方自治体等と協力してその配布を行っている。

【5（1）④再掲】

- 消費者庁では、ホストクラブにおける飲食などの契約について、消費者契約法（平成12年法律第61号）に定めるいわゆる「デート商法」などの取消権の要件に該当すれば、消費者の意思表示により、取り消すことができる場合があることを消費者庁のウェブサイトで公表した。また、令和5年度に引き続き、令和6年度も悪質ホストクラブ問題に関する注意喚起チラシを全国の消費生活センターに配布した。

【5（1）④再掲】

- 内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成しており、令和5年度から新たに、需要者向けポスター等には「ツケを回収するため、客に性風俗の仕事を紹介する」、被害者向けポスター等には「多額の借金を背負わされ、性風俗店での労働を強要されているかも」という、ホストクラブ等の売掛金等の問題に関する事例を盛り込み、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、IOM、その他の関係機関等、約4,500か所への配布、同ポスターの鉄道駅構内への掲示やウェブサイトへの掲載を行っている。

【5（1）④再掲】

## 7 人身取引対策推進のための基盤整備

### (1) 関係諸国及び国際機関との連携強化

#### ① 人身取引議定書の締結

- 我が国は、平成17年6月、人身取引議定書の締結につき国会の承認を得た。平成29年6月15日、第193回国会において、同議定書の親条約である国際組織犯罪防止条約の締結に必要な担保法を整備する、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、同年7月11日、同法が施行されたことに伴い、同日、同条約及び同議定書等を締結し、これらの締約国となった。

【1 (1) 再掲】

【図33】 人身取引議定書等の受諾書の寄託（外務省）



#### ② 関係諸国及び国際機関との連携強化

##### (i) G7諸国との連携

- 毎年、我が国では、G7ローマ・リヨン・グループのサブグループの一つである移民専門家会合（MESG）に出席し、人身取引を防止するための保護制度の改善、偽造渡航文書の供給源の追跡等に関し、関係国と議論を行っている。

平成28年3月には東京都、同年11月には広島県、平成29年4月及び10月にはイタリア（ローマ）、平成30年3月にはカナダ（オタワ）、同年10月にはカナダ（モントリオール）、平成31年3月及び令和元年10月にはフランス（パリ）において、令和2年5月及び10月、令和3年4月及び11月並びに令和4年3月にはオンライン形式で、同年10月にはドイツ（ベルリン）において、令和5年3月にはオンライン形式で、同年10月には東京都において、また、令和6年4月にはオンライン形式で、同年10月にはイタリア

(ローマ)において、それぞれ開催された同会合に出席した。

(ii) 東南アジア諸国を始めとする送出国に対する支援等

- 独立行政法人国際協力機構（JICA）では、独立行政法人国立女性教育会館等と連携しつつ、ASEAN 諸国を中心に、アフリカ・欧州・南アジア地域から人身取引対策に従事する関係者を我が国に招へいし、研修を実施してきた。平成21年以降毎年、行政及び民間の人身取引対策に携わる担当者に対する研修を実施し、各国間の連携強化や人身取引対策の強化に取り組んでいる。令和6年度は、ASEAN 域外も対象国に拡大し、8か国（バングラデシュ、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タンザニア、タイ、ウクライナ及びベトナム）8名の関係者を対象に、国立女性教育会館を実施機関として課題別研修「人身取引対策グローバル協力促進」を実施し、来日前のオンライン研修と併せて、日本における省庁と民間の取組の理解促進と、関係者間でのネットワークの強化を図り、自国での人身取引対策強化のための行動計画の作成を行った。
- 海上保安庁と JICA では、共同で海外の海上法執行機関等職員を対象に、令和6年6月から8月にかけて、人身取引に関連する事犯を含む海上犯罪取締りに必要な知識・技術に関する「課題別研修（海上犯罪取締りコース）」を実施した。

【図34】 「人身取引対策グローバル協力促進」（JICA・国立女性教育会館）



- JICA では、平成22年からタイの首都バンコクにおいて、メコン地域各国政府の人身取引対策の担当者等を招へいし「メコン地域ワークショップ」の開催支援を継続的に行っており、令和6年度には第12回目となるワーク

ショップを開催した。タイ、ベトナム、ラオス、カンボジアの人身取引対策関係者が参加し、各国の取組の共有や、人身取引におけるジェンダー課題への対応等について知見を深め、行動計画を作成した。右ワークショップはメコン地域における人身取引対策の担当者レベルの地域ネットワークを強化することを目的とするタイとの技術協力「人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト」の一環として開催された。

- JICA では、ベトナムにおいて、平成30年11月から令和4年3月まで、「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、平成24年7月から平成28年3月まで実施した「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」により同国のホットライン（電話相談窓口）の運営体制が整備されたことを踏まえて、人身取引の予防、関係機関との連携等の更なる強化を図る取組を行った。各関係機関に対する研修、ホットラインの設備拡充やスタッフへのカウンセリング研修、広報等を行い、同国における人身取引対策ホットライン機能の強化に貢献した。

【図35】 人身取引対策ホットライン・ハノイオペレーションセンターの様子（JICA）



【図36】 人身取引対策強化のための第12回メコン地域ワークショップ（JICA）



- JICA では、令和4年度からカンボジアにおいて「人身取引被害当事者への支援能力向上プロジェクト」を開始した。同プロジェクトでは、人身取引被害者の保護や社会復帰を支援するサービスの改善を図るため、サバイバー中心アプローチの視点に立った人身取引被害当事者支援のためのツールやシステムの強化を行っている。
  
- 外務省では、東南アジアにおける人身取引対策を含む法執行当局に対する刑事司法面の対処能力向上プロジェクトの実施のため、平成27年度から毎年度、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）に拠出しており、令和5年度は20万米ドル、令和6年度は12万米ドルを拠出した。法務省からの出向者（検事）が、同プロジェクトを主導している。また、令和5年度にカメルーン、コンゴ共和国、赤道ギニア、ガボン、サントメ・プリンシペにおける海賊行為・人身取引等の対策のための UNODC のプロジェクトに対し、約84万米ドル、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン及びタイにおける人身取引を含む国際組織犯罪対策のための UNODC のプロジェクトに45万米ドルを拠出した。また、令和6年度に東南アジア（カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム及びフィリピン）における人身取引対策を含む組織犯罪の地域的協調支援として UNODC に約7.3万米ドルを拠出した。  
さらに、IOM を通じて、コートジボワール及びケニアにおいて人身取引対策を含む国境管理官の能力構築支援を実施した。

(iii) 技能実習生の送出国への働き掛け

- 不適正な送出国を排除すること、技能実習を適正かつ円滑に行うため

に連携を図ることを目的として、技能実習生の送出国のうち16か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア、ネパール及び東ティモール）との間で、二国間取決め（MOC、協力覚書）を作成した（令和7年3月31日現在）。

不適正な送出機関を把握した場合には、二国間取決めに基づき、相手国政府に通報して調査を依頼し、その結果に基づき、指導や送出機関の認定取消し等を求めており、令和6年度中に15機関の送出機関について相手国政府に通報した。また、二国間取決めに基づいて、悪質な送出機関の適正化などについて送出国政府と協議を行っている。

### 【3（3）④再掲】

- JICA では、送出機関や求人情報の透明性を向上させて海外就労希望者の十分な情報に基づく意思決定と不法・不要な手数料負担等軽減を図るため、ベトナムの内務省（旧労働・傷病兵・社会問題省）の海外労働管理局とともに令和5年度から「ベトナム人海外就労希望者の求人情報へのアクセス支援プロジェクト」を実施しており、求人情報の新システム（ウェブサイト、アプリ）の設計・構築を進めている。

#### (iv) バリ・プロセスを通じた情報共有

- 平成14年以降、バリ・プロセス（密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議のフォローアッププロセス）の関連会合に参加し、我が国の人身取引への取組について説明するとともに、今後の方向性について、メンバー国・地域及び国際機関と議論を行っている。

令和5年2月、オーストラリア・アデレードにおいて開催された第8回バリ・プロセス地域閣僚会議においては、42の国家、地域及び関係国際機関からの参加者により、地域における人身取引等に関する現状、将来の取組等について議論が行われた。我が国の出席者からも、我が国の人身取引への取組、国際協力やバリ・プロセスへの貢献について発言した。

- 外務省では、IOM が維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費として、令和6年度に約120万円を拠出し、関係国間の情報共有の向上に努めている。

#### (v) 国連アジア極東犯罪防止研修所における研修

- 国連との協定に基づいて我が国法務省が運営する国連アジア極東犯罪防

止研修所では、世界中の開発途上国の刑事司法実務家を対象として、令和元年5月から6月にかけて「人身取引及び移民の密輸への実務的対応」、令和5年5月から6月にかけて「国境を越えた組織犯罪への対策」、令和6年5月から6月にかけて「人身取引の現状と対策、とりわけ性的搾取を目的とする人身取引の現状と対策」をそれぞれテーマとした国際研修を実施するなどした。

これらの研修を通じて、開発途上国における人身取引対策の向上を図るとともに、各国の刑事司法実務家等による人的ネットワークの構築・強化を図り、各国の人身取引対策に係る取組を支援した。

#### (vi) ウクライナ情勢への対応

- 外務省では、ロシアの侵略を受けて難民、国内避難民が多数発生しているウクライナ及びモルドバへの支援として、UNODC を通じて国境管理強化及び人身取引対策を含む法執行能力強化支援に令和4年度に約93万米ドル、令和6年度に約234万米ドルを拠出したほか、IOM を通じたウクライナ及びポーランドにおける人身取引に関する啓発活動や人身取引対策のためのホットライン運営等を含むプロジェクトの実施に約590万米ドル、また、令和5年度に欧州安全保障協力機構（OSCE）を通じたウクライナ周辺国における人身取引防止事業に約26万ユーロを支援している。

## (2) 国民等の理解と協力の確保

### ① 広報啓発活動の更なる促進

- 内閣官房、内閣府、警察庁等では、政府広報のポータルサイトである「政府広報オンライン」において、人身取引の定義、事例等の人身取引対策に関する情報を掲載し、売春や労働などを強要される「人身取引」の被害者らしい人を見聞きしたり、被害者に助けを求められたりした場合には最寄りの警察などに連絡してほしい旨を呼び掛けている。
- 内閣官房では、「人身取引反対世界デー」（7月30日）において、SNS（X）への投稿等を通じて、国民に対して、人身取引の実態について情報提供を行うとともに、被害の通報を呼び掛けている。
- 内閣府では、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する分野の1つの項目として「人身取引対策の推進」を位置付けている。  
毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間にお

いては、性暴力の防止等の観点からポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体や関係機関に配布している。また、若年層の性暴力被害予防に関し、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」を始め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を実施している。

- 内閣府では、平成16年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載している。

令和6年度は、「絶対ダメ！その行為！人身取引（性的サービスの強要等）」と題した需要者向けポスター及びリーフレットや「気が付いて！それって人身取引（性的サービスの強要等）です」と題した被害者向けポスター及びリーフレットをそれぞれ約4.6万枚作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、一般社団法人日本旅行業協会、IOM、その他の関係機関等、約4,500か所に配布した。また、同ポスターの鉄道駅構内への掲示や同ポスター及び性的搾取の需要者側に重点を置いた啓発動画について、SNS等を活用した広報・啓発も行った。

なお、需要者向けの同ポスター、リーフレット及び動画においては、人身取引が人権を侵害する重大な犯罪であること、法律違反となり刑罰が科せられる可能性があること、事例を挙げ具体的な刑期等を明記しているほか、「あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、最寄りの警察署、匿名通報ダイヤル及び地方出入国在留管理局に連絡してください。」等と呼び掛けている。

### 【3（7）①再掲】

- 警察庁では、平成17年から、潜在的な人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁、在京大使館、NGO等に配布し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、ウェブサイトに掲載している。

同リーフレットについては、NGOや在京大使館等の意見を取り入れ、被害者の視点に立ちながら、携帯性を高め、キーワードやイラストを挿入した分かりやすい内容とし、10か国語版（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語、タイ語、タガログ語、インドネシア語及びベトナム語）を作成・配布しているほか、国内の国際空港において、同リーフレットデータを使用したデジタルサイネージを放映している。

また、人身取引被害者等による警察への通報を促すため、SNSの広告配信を活用した広報を実施している。

### 【4（2）再掲】

- 警察庁では、人身取引事犯の主な手口を全国から集積し、より多くの国民に注意点の周知を図るよう、NGO と意見交換を重ねながら、イラストを交え文言を工夫した資料を作成し、警察庁ウェブサイトへ掲載している。

【図37】人身取引事犯の主な手口（警察庁）

### 好きな相手に気持ちを 利用されていませんか？

ケース1：恋愛感情を利用され、他人との援助交際を強要される  
～好意の感情を利用する手口～

① SNSで男性との交際に進展  
SNSで男性と知り合い、連絡を取り合い始める。交際スタート後は将来の結婚を匂わせる話も出るように。

② 好きな気持ちを利用されて  
金に困った交際相手から、「別れないうて約束する」「俺が大事なら、ほかの男と援助交際するしかないけど」と言われ、金を要求される。

③ 見知らぬ男と売春をさせられ  
交際相手が自分になります。SNSで買春を呼びかける。常にスマートフォンを通じて見張られ、多くの見知らぬ男との援助交際（売春）をさせられるように。

④ 遣した金は消費される  
将来の結婚を信じ、交際相手に援助交際で得た金を遣した。実際は遣び代に使われてしまう。相手を想う気持ちが傷つけられる結果に。

**人を商品化する卑劣な犯罪！**

**恋愛感情や立場の差を悪用されるケースがあります！**

国籍・年齢・性的指向に関わらず、誰でも被害にあう可能性があります。

### 苦しんでいる子どもが 身近にいませんか？

ケース3：児童が性的サービスを強要される  
～バイト募集で誘い出す手口～

① SNSを通じてバイトに応募  
SNSで、あるお店からの「イベントを手伝ってほしい」との投稿が目に入る。軽い気持ちで応募し、待ち合わせ場所へ行ってみると…

② 店は性的サービス提供店  
待ち合わせ場所から車で別の場所に連れて行かれる。そして、服を着替えさせられた後、男性客に体を触らせる仕事だと説明を受けるが、帰る手段もなく、言うことを聞かない。

③ 「ペナルティ」で支配される  
勤務中は出入りに鍵をかけられ、交際や遅刻をするとペナルティを科される。家族にバラされることを恐れて、誰にも相談できない。

④ 店長が店を辞めさせない  
休みなく働かせられ、辞めたくても店長から「ペナルティがある」と言われて、辞めさせてくれない。長時間労働で、気力や体力が失われ、逃げる力も奪われていく。

**人を商品化する卑劣な犯罪！**

**周りの気付きで被害は止められます！心当たりの方は通報を!!**

国籍・年齢・性的指向に関わらず、誰でも被害にあう可能性があります。

### 借金のため性的サービスを させられていませんか？

ケース2：借金返済のために売春を強要される  
～癒やしを求める気持ちを利用する手口～

① ホストクラブ通いを続け  
知り合いに誘われ、楽しい時間を過ごしたホストクラブ。その後癒やしを求めて通ううちに、いつの間にか金がなくなり、代金をツケにしてしまう。

② 返済のため売春を強要され  
ツケを支払えないと、店のオーナーから、売春をして借金を返済するよう指示され、指示されるままホテルで待機させられることに。

③ 自由を奪われ体を売る日々  
自分の借金残額がいくらなのか分からないまま、次々と指定された相手に売春をさせられる毎日。

④ 未返済と言われ搾取が続く  
ノルマを課され、渡されるのはホテル代と少額の生活費のみ。「借金の返済が終わっていない」と言われ続け、長期間にわたり大金を搾取された。

**人を商品化する卑劣な犯罪！**

**あなたの安全・人権を守ります！まずは相談を!!**

国籍・年齢・性的指向に関わらず、誰でも被害にあう可能性があります。

### 労働を強要されている人は 身近にいませんか？

ケース4：パスポートを取り上げられ、強制労働させられる  
～外国人に対する仕事の募集を悪用する手口～

① ダンサーとして勧誘される  
外国人女性が、日本の店で働くダンサーとしてスカウトされ、ダンサー（興行）の在留資格で日本に入国する。

② パスポート等を取り上げられる  
来日すると、パスポートや携帯電話を取り上げられ、実際はダンサーではなく、ホステスの仕事だと説明を受ける。

③ 接待を強要される  
狭いアパートに押し詰められて住まわされ、指示されるままにホステスとして接待を強要される日々。

④ 働いた給料は横取りされる  
週に数千円程度で毎日深夜まで働かせられ、外出も制限される。知らない土地で日本語はよく分からず、携帯電話も手元にないので、助けを求められない。

**人を商品化する卑劣な犯罪！**

**被害者・通報者の方の安全・秘密を守ります！情報提供を!!**

国籍・年齢・性的指向に関わらず、誰でも被害にあう可能性があります。

- 法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の強調事項の1つとして掲げ、人身取引が重大な犯罪であることや相談への対応等について、法務省ウェブサイトにおける広報を行っているほか、「人権の擁護」と題する啓発冊子の作成・配布等を行っている。

【図38】人権の擁護（法務省）（抜粋）

16 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからです。

政府は、令和4年12月に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引対策に係る情勢に適切に対応し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を推進しています。また、同計画に基づき、関係団体から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催し、我が国における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けるなど、関係省庁が協力して取組を進めています。

法務省の人権擁護機関では、人身取引についての関心と理解を深めるため、各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

この冊子には、QRコード（QR-App）が各ページ（巻頭から）にあり、掲載ページごとに、音声案内（Voice App）が収録されている。音声案内は、音声案内アプリ（Voice App）をダウンロードして使用する。

法務省人権擁護局

ポスター「人身取引対策」

リーフレット「人身取引対策」

- 出入国在留管理庁では、多言語への自動翻訳に対応したウェブサイトにて、人身取引に関する情報提供・相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を掲載するとともに、地方出入国在留管理局の審査窓口や空港の上陸審査場において、警察庁作成のリーフレットを置くなどして、被害者の手に届く取組を実施している。

【4（2）再掲】

- 外務省では、令和6年中に（2月20日から3月4日まで）、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」として、各都道府県及びその委託を受けた市町村の旅券事務所において、国際テロや人身取引・不法移民等の国際組織犯罪の発生の助長につながり得る旅券の不正取得を防止するため、ウェブサイトにおける広報、ポスターの掲示等を行った。

### 【図39】旅券不正取得防止ポスター（外務省）

（参考：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/shinsa.html>）



- 外務省では、警察庁作成のリーフレット（4（2）参照）並びに内閣府作成のポスター及びリーフレット（3（7）①参照）を在外公館等に配布している。また、「人身取引反対世界デー」（7月30日）に、外務省公式 SNS（X、フェイスブック）を通じ、日本語及び英語で広報・啓発を行った。

【4（5）再掲】

### ② 学校教育等における取組

- 文部科学省では、従来から、憲法及び教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めるとともに、学習指導要領等に基づき、自他の生命を尊重する心の育成等を重視した教育を推進している。
- 文部科学省では、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育の推進に加え、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」

を推進している。令和6年度は、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、教育委員会等において全校実施を目指す取組の支援や、幼児児童生徒の発達段階に応じ、学校等の指導・啓発の参考となるよう動画コンテンツを作成した。また、「生命（いのち）の安全教育」の理解促進を図り、取組の普及を図るためのウェブセミナーを開催した。さらに、インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレットを作成し、関係機関・団体や学校における活用を促すなど、性被害の防止に資する啓発を進めている。

【図40】 「生命（いのち）の安全教育」教材・啓発資料例（文部科学省）



③ 性的搾取等の根絶に向けた官民連携の取組

- 内閣府では、性的搾取等の根絶を目指し、広く民間の関係団体等にも呼び掛け、性暴力被害の予防等に関する啓発活動等を実施している。
- こども家庭庁では、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」等を踏まえ、官民一体となって、こどもの性被害の撲滅に向けた総合的な活動を推進している。

④ 中小企業団体等への働き掛け

- 経済産業省では、毎年実施している「外国人研修指導協議会」において、関係省庁の協力を得て関係団体に対し、労働関係法令の遵守等について周知を行っている。令和6年は、6月に実施した。

- 農林水産省では、毎年実施している農業分野の特定技能制度説明会において、受入れ機関や関係機関に対し、労働関係法令の遵守等の周知を行っている。令和6年度は、全国から参加できるよう、オンラインも併用して実施した。また、外国人材受入れの優良事例を収集・周知し、関係機関には冊子を配布して活用を促進している。

#### ⑤ 海外渡航者への啓発

- 観光庁では、旅行会社が不健全旅行に関与しないよう、各社に対する啓発を推進している。具体的には、旅行業法（昭和27年法律第239号）第13条第3項第1号においては、旅行業者等が旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんすること等が禁止されているところ、旅行業法の遵守状況に関する自己点検の項目のうちの一つに、「不健全旅行や模倣品購入等に関与していないか」を掲げ、毎年、旅行業者による自己点検を行わせるとともに、旅行業法に基づき当該点検項目を含めた立入検査を実施している。
- 外務省では、海外渡航者向けに配布している「海外安全虎の巻」と題した冊子の中の「ケーススタディ集～トラブル事例と対策～」において、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、多くの国で買春行為は禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は、我が国の法律により国外犯としても処罰の対象となる旨を明記し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。
- 外務省では、近年、東南アジアを中心とする海外において、特殊詐欺事件のいわゆる「架け子」や「受け子」として犯罪に加担させられた結果、現地警察に拘束される事案が多く発生している旨の注意喚起を「外務省海外安全ホームページ」に掲載している。「海外で短期間に高収入」、「簡単な翻訳作業」といった、いわゆる闇バイトのうたい文句に誘われ、海外に渡航した結果、意図せず詐欺犯罪の加害者になってしまうケースがあり、こうしたいわゆる闇バイトに一度加担してしまうと、パスポートを取り上げられて軟禁状態となり、また、自分自身や家族等の個人情報に基づき脅迫され、抜け出すことができないばかりか、暴行を受け重傷を負うなどのおそれがある。短期間で多額の報酬を得られるような仕事は、海外でも通常はないことを十分認識し、安易にこうした求人に応募することがないよう呼び掛けている。

### (3) 人身取引対策の推進体制の強化

#### ① 関係行政機関職員等の知識・意識の向上

各関係行政機関等において、関係職員に対して、人身取引被害者の認知、保護、支援等に係る研修を実施し、人身取引対策を推進する上で必要な知識・技能の習得及び意識の向上を図っている（詳細は、6（3）①を参照）。

#### ② 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進

○ 警察、出入国在留管理庁、海上保安庁等の関係機関では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」（4（1）参照）及び「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（6（1）参照）を都道府県警察、地方出入国在留管理局・支局、各管区海上保安本部等に示し、被害者の認知・保護に関し、関係機関と連携の上、適切な対応をするよう周知している。

○ 都道府県警察では、人身取引事犯を認知した際に、被害者の保護を適切に行うこと等を目的として、関係機関地方連絡会議を随時開催し、地方機関の連携強化を図っている。

○ 法務省の人権擁護機関では、人権相談を通じて、人身取引の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、関係機関との連携を図るなどして、適切な対応に努めることとしている。

○ 出入国在留管理庁では、毎年、「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、人身取引事犯等の現状及び対策について、警察庁、検察庁、外務省、海上保安庁、厚生労働省等の関係機関と情報共有を行っている。

#### ③ NGO、IOM 等との連携

○ 内閣官房、警察、出入国在留管理庁、海上保安庁等の関係機関では、人身取引事犯に係る「コンタクトポイント連絡会議」（5（2）①参照）等の場や日常業務を通じ、NGO、IOM 等との意見交換・情報交換、各種研修等を行い、連携強化に努めているほか、内閣府や警察庁では、リーフレット等（3（7）①及び4（2）参照）をNGO、IOM 等にも配布し、協力を呼び掛けている。

○ 政府では、NGO との間において、具体的な人身取引事案に関する事例検討、意見交換等を行っている。令和5年中の意見交換においては、NGO から、技能実習生や児童の被害者認定、被害者の保護、現場で対応する職員の知識・

意識の向上等に関する意見が示され、関係省庁の取組状況を共有した。

- 出入国在留管理庁では、一部の航空会社との間で、航空機内で人身取引事案の被害者の可能性がある外国人等が発見された場合、航空会社からの情報提供を受け、上陸手続において保護等の適切な対応をとるといった官民協力による人身取引防止のための取組を行っている。

また、IOM 駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組んでおり、各種会議、研修及び日常業務を通じて、継続的な情報交換・意思疎通を図っている。

**【6（3）⑥再掲】**

そのほか、令和2年度から OTIT に当庁から講師を派遣するなどし、新規採用職員を対象にした人身取引事案への対応に関する研修を実施している。

## 8 今後の取組について

令和6年中の人身取引対策は、着実な進展が見られた。具体的には、人身取引事犯に係る被疑者の検挙・処罰が引き続き行われ、ホストクラブの利用客が売掛金など借金返済の名目で売春させられた事案や資格外活動の許可を受けていない外国人が社交飲食店のホステスとして稼働させられた事案の検挙を含め、検挙件数は96件となった。また、各種相談窓口等において多言語での対応を行っているほか、被害者による通報を促すため、SNSを活用した広報を実施するなど、潜在的な被害者がより相談・通報しやすい環境の整備が進んでいる。さらに、令和6年6月の入管法等一部改正法により、現行の技能実習制度に代わる制度として創設された育成就労制度では技能実習に認められていなかった本人意向の転籍を一定の要件の下で認めるなど、技能実習制度で指摘されていた様々な課題を解決し、制度の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための取組を行うこととしている。くわえて、令和6年7月に設置された「悪質ホストクラブ対策検討会」が、同年12月に「悪質ホストクラブ対策に関する報告書」を取りまとめ、同報告書の内容を踏まえ、令和7年5月、ホストクラブ等に対する規制強化を内容とする、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布された。

こうした中、令和6年中に認知された人身取引被害者は、令和5年と比較して増加した。国籍別では、日本人被害者が58人となった。人身取引被害者の認知のためには、第一線において事案を取り扱う職員一人一人が人身取引の潜在する可能性を念頭に置きつつ、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」（4（1）参照）等に定められた措置を執ることが重要である。令和6年も、関係行政機関において会議、研修等により職員の知識・意識の向上に努めるとともに、情報共有の推進・連携の強化を図ったところであるが、今後とも、関係行政機関において職員の知識・意識の更なる向上等に努めることが必要である。また、令和6年中は外国人入国者数が過去最高となっており、そのような中、今後、訪日外国人が人身取引の被害者になることが増えないよう予防に取り組むとともに、人身取引の潜在性に鑑み人身取引が疑われる事案を見逃すことがないよう、被害者やその他の関係者から相談や保護要請があった場合には、保護を含め引き続き確実に取組を進めていかなければならない。

今後とも、被害者の立場に立ち、各種政府行動計画等に基づく取組を着実に推進することにより、人身取引の根絶を目指していく。

【図41】人身取引関係省庁一覧

内閣官房	内閣官房副長官補付
内閣府	男女共同参画局男女間暴力対策課
警察庁	生活安全局保安課
こども家庭庁	成育局安全対策課 支援局虐待防止対策課
法務省	刑事局公安課 人権擁護局調査救済課 人権擁護局人権啓発課
出入国在留管理庁	出入国管理部審判課 在留管理支援部在留管理課
外務省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室 領事局外国人課
文部科学省	総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省	労働基準局監督課 社会・援護局総務課 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室
農林水産省	経営局就農・女性課
経済産業省	経済産業政策局産業人材課
国土交通省	総合政策局政策課
海上保安庁	警備救難部国際刑事課